

# 第4次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画（素案）

～県民の健康の保護と食品等に対する県民の信頼を確保し、県、生産者、食品関連事業者及び県民が相互に連携、協力のもと、食の安心・安全の確保を図る～

(計画の期間：令和8年度から令和12年度までの5年間)

令和7年12月

## 〈 目 次 〉

ページ  
1

### 第1章 第2次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画について

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進と進行管理

### 第2章 講じる施策

2

#### I 施策の基本体系

2

#### II 施策の内容

5

##### 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上

- (1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策
- (2) 製造・加工、流通・販売段階における監視指導の充実
- (3) 消費段階における安全性の確保
- (4) H A C C Pに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進
- (5) トレーサビリティの推進
- (6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進

##### 2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供

33

- (1) 食品表示の適正化の推進
- (2) 食品表示に関する監視、指導
- (3) 消費者の理解促進

##### 3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給

39

- (1) 各種疾病・病害虫等の発生防止対策の推進
- (2) 危機管理体制の整備

##### 4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保

45

- (1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信
- (2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成
- (3) 健康への被害(まん延)防止対策
- (4) リスクコミュニケーションの推進
- (5) 健康増進に関する施策との連携
- (6) 食育に関する施策との連携

##### 5 食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備

61

- (1) 「鹿児島県食の安心・安全推進委員会(企画推進部会)」の運営
- (2) 危機管理体制の整備
- (3) 国、他の都道府県、市町村その他の関係機関・団体との連携

### 第3章 参考資料

65

- 【別紙1】 施策の基本体系及び参考となる指標
- 【別紙2】 食の安心・安全に関する用語集
- 【別紙3】 鹿児島県食の安心・安全推進条例  
鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則

# 第1章 第4次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画について

## 1 計画策定の趣旨

県では、「鹿児島県食の安心・安全推進条例（平成22年12月）（以下「条例」といいます。）」を制定するとともに、平成27年度を目標とする「鹿児島県食の安心・安全推進基本計画（平成23年3月）（以下「計画」といいます。）」，令和2年度を目標とする「第2次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画（平成27年3月）（以下「第2次計画」といいます。）」，令和7年度を目標とする「第3次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画（令和8年3月）（以下「第3次計画」といいます。）」を策定し、関係機関と共に、食の安心・安全の確保に向けて取り組んできました。

これまでの施策の展開により、「農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上」等の取組は順調に進展しています。また、条例に基づく「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」において、毎年度計画に基づく施策の実施状況等の評価を行うなど、「食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備」を図っています。

第3次計画策定後、産地偽装や加工食品の自主回収など食に対する消費者の信頼を揺るがす事案の発生や高病原性鳥インフルエンザの被害発生など、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策の重要性の高まりや紅麹関連製品による健康被害の発生などから、食の安心・安全に対する消費者の信頼向上に向けた取組の必要性はますます高まっています。また、食品衛生法及び食品表示法に基づく自主回収報告制度や国際水準G A Pに準拠した新基準による県認証制度の開始など、「食」を取り巻く情勢は変化しています。

このような中、県では、令和7年度に、広く県民の方々から意見をいただきながら、施策の実施状況について点検・検証を行うとともに、社会情勢の変化を踏まえ、第4次計画を策定することとしました。

この計画では、個々の施策を具体的に示し、消費者や生産者、食品関連事業者など様々な県民の方々との情報共有及び相互理解に基づき、「食の安心・安全の確保」を図るため、一体となって連携・協力することにより、効果的な施策の推進に努めることとしています。

## 2 計画の位置づけ

第4次計画は、条例第9条に基づき、本県における食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の基本的な方向等を定めるものです。

策定に当たっては、「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」の意見を聴くとともに、県民の方々の幅広い御意見等の集約にも努めました。

### 【関連計画等】

- ・「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」（令和8年度～令和17年度）
- ・「かごしまの“食”交流推進計画（第5次）」（令和8年度～令和12年度）
- ・「鹿児島県消費者基本計画」（令和8年度～令和12年度）
- ・「健康かごしま21」（令和6年度～令和17年度）

など

## 3 計画の期間

第4次計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、情勢の変化等により検討が必要な場合には、「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」の意見等も聴きながら見直しを行うこともあります。

## 4 計画の推進と進行管理

- (1) 全局的な取組の推進を目的として設置した「鹿児島県『安心・安全な食』対策会議（平成16年度設置）」が施策の企画や総合調整、進行管理を行い、計画の実施を推進します。
- (2) 計画の推進状況については、毎年度、県ホームページ等により広く県民の方々へ公表します。

## 第2章 講じる施策

### I 施策の基本体系

目 標	県民の健康の保護と食品等に対する県民の信頼を確保し、県、生産者、食品関連事業者及び県民が相互に連携、協力のもと、食の安心・安全の確保を図る。		
-----	--	--	--

基本施策	施策の方向	取組内容	ページ	
1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策	①かごしまの農林水産物認証制度の充実・普及	6	
		②国際認証GAP等への取組支援	7	
		③農薬の適正使用の推進	8	
		④農薬の販売・管理・使用に関する監視指導	9	
		⑤肥料の生産や販売に関する監視指導	10	
		⑥動物用医薬品の管理、販売等に関する監視指導	11	
		⑦飼料の安全性確保に関する普及、監視指導	12	
		⑧水産用医薬品の適正使用の推進	13	
		(2) 環境保全への配慮	⑨総合防除（IPM）及び有機農業の技術をはじめとした環境と調和した農業の普及推進	14
			⑩家畜排せつ物の適正処理と堆肥の利活用促進	15
			⑪自然環境や生産環境の保全に配慮した特用林産物の栽培方法及び肥料の適正な使用方法などの情報提供	16
			⑫県内養殖場の水質や底質の調査及び魚類養殖協議会や研修会を通じた漁場改善計画等の養殖指導	17
			⑬施設への立入検査（監視指導）	18
			⑭食品等の検査	19
			⑮学校・社会保健福祉施設等集団給食施設の監視指導	20
			⑯いわゆる健康食品による健康被害防止のための買上検査	21
	(3) 消費段階における安全性の確保	⑰水産物卸売市場における有毒魚介類等の流通監視	22	
		⑱食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知	23	
		⑲食品関連事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入及び運用支援	24	
		⑳畜産関連施設への衛生管理ガイドライン等の徹底及びHACCP方式を活用した管理の普及	25	
		㉑衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組促進	26	
		㉒HACCP等高度な衛生管理手法に対応できる人材の育成	27	
		㉓米トレーサビリティ制度の適正運用	28	
		㉔茶れきくんの導入促進	29	
	(4) HACCPに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進	㉕化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病害虫防除技術や施肥管理技術の開発等	30	
		㉖水産用医薬品の使用低減のための養殖技術の開発	31	
		㉗食品等に起因する様々な問題についての解決法や再発防止策を得るためにの調査・研究	32	

基本施策	施策の方向	取組内容	ページ
2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供	(1) 食品表示の適正化の推進	㉘食品表示関係法令の周知	34
		㉙食品表示に関する相談対応	36
	(2) 食品表示に関する監視、指導	㉚食品表示実態調査等の実施	37
	(3) 消費者の理解促進	㉛消費者の食品表示に関する理解促進	38

基本施策	施策の方向	取組内容	ページ
3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給	(1) 各種疾病・病害虫等の発生防止対策の推進	③農作物栽培における気候変動等にも対応した病害虫の適期防除の推進 ④家畜の各種疾病的発生動向の把握、防疫指導、検査等の実施 ⑤各種疾病に対する防疫指導及び気候変動等に伴う新たな疾病的実態調査	40 41 42
	(2) 危機管理体制の整備	⑥・各種疾病等に関する危機発生事案毎のマニュアルに基づく対応 ・平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処	43

基本施策	施策の方向	取組内容	ページ
4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信	⑦かごしまの農林水産物認証制度の認知度向上 ⑧かごしまブランド産品をはじめとした県産農畜産物の認知度向上に向けた取組 ⑨「かごしま畜産の日」の活動を通じた生産者と消費者の相互交流、理解促進 ⑩「かごしまのさかな」ブランド認定魚の認知度向上 ⑪安心・安全な特用林産物の認知度向上 ⑫食品関連事業者の食の安心・安全に対する取組の情報発信	46 47 48 49 50 51
		⑬地域における食の安心・安全の確保に係る正しい理解の浸透に寄与する人材の育成 ⑭農業者や食品関連事業者など食の安心・安全の確保を図る人材の育成	52 53
		⑮自主回収報告制度を活用した健康被害防止対策 ⑯感染症対策など、健康被害防止情報をはじめとする各種情報の収集及び整理と正確かつ適切な情報の提供	54 55
		⑰・食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知 ・生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者間における情報の共有と意見交換の場の提供 ⑱正確な情報の伝達や情報の共有及び意見交換を自主的に行う取組の推進	56 57
		⑲健康かごしま21の推進 ・適切な食生活習慣の普及・定着 ・産業界との連携による食環境の整備	58
		⑳「家庭」、「学校、保育所等」、「地域」における食育の推進	59

基本施策	施策の方向	取組内容	ページ
5 食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備	(1) 「鹿児島県食の安心・安全推進委員会(企画推進部会)」の運営	㉑基本計画等の進捗状況の評価	62
	(2) 危機管理体制の整備	㉒・食に関する危機発生事案ごとのマニュアル等に基づく対応 ・平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処	63
	(3) 国、他の都道府県、市町村その他の関係機関・団体との連携	㉓・内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省など国との連携や他都道府県との連携 ・県内市町村等との連携	64



## II 施策の内容

1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた  
食品の安全性の向上

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 ア 自主的な生産工程管理の取組の促進
取 組 内 容	① かごしまの農林水産物認証制度の充実・普及
関 係 部 署	かごしまの食・輸出ブランド戦略室、農産園芸課、畜産振興課、森林経営課、水産振興課

## 現 状

かごしまの農林水産物認証制度は、農業生産工程管理（GAP）の手法を全国に先駆けて取り入れ、第三者機関が認証する県独自の制度で、平成16年に創設し、これまで制度の充実や普及拡大を図っています。令和7年度から食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を含む国際水準GAPガイドライン（農林水産省策定、令和4年3月）に準拠した新たな基準による運用を開始しました。

また、野菜、果物、お茶、米の「かごしまブランド」団体認定の申請において、安心・安全な取組としてかごしまの農林水産物認証等の取得を義務付けています。

### ○認証状況の推移

項 目	平成16年度末	令和元年度末	令和3年度末	令和4 年度末	令和5 年度末	令和6 年度末
品目数	1	64	63	66	66	66
個人・団体数	1	270	260	262	246	250
件 数	1	317	305	311	293	297

## 課 題

生産履歴記帳をはじめとする生産工程管理の重要性について、生産者に対して一層の普及啓発に努めるとともに、安心・安全を確保する取組として認証制度の認知度の向上に努める必要があります。

また、関係機関・団体や生産者への新K-GAPの説明と理解促進が必要であり、新基準への普及を図る必要があります。

## 施策の目標

関係機関・団体との取組を連携により、新基準による推進、県産農林水産物の安心・安全の確保に努めます。

## 具体的な取組内容

- 各地域の生産部会等に対する認証取得の推進
- 県推進研修会や各地域毎の推進研修会の開催



## 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度末)	目 標 (令和12 年度末)	備 考 櫻
かごしまの農林水産物認証制度 (新基準) の認証件数	—	180 件	

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施 策 の 方 向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 ア 自主的な生産工程管理の取組の促進
取 組 内 容	② 國際認証GAP等への取組支援
関 係 部 署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室、畜産振興課、水産振興課

## 現 状

農林産物のGAPには、K-GAPのような都道府県GAPのほか、民間で運用されているJGAP、ASIA GAP、GLOBAL G.A.P.等があり、令和7年度現在、国内で運用されているGAPのうち、GLOBAL G.A.P.のうち一部がGFSI（世界食品安全イニシアティブ）の承認を得た国際規格です。令和7年4月に（一財）日本GAP協会が運営主体となっているASIA GAPが2028年に終了とJGAPとの一本化について公表しました。

水産物では水産資源の持続的利用や環境に配慮した養殖業・漁業を認証する水産エコラベルが運用されています。

それぞれ認証取得については、生産者が自らの経営判断によって選択することとなります。

## 課 題

生産工程管理の取組を推進するため、国内外にある様々なGAP等認証についての情報収集、生産者への周知及び取組支援に努める必要があります。

また、ASIA GAPからJGAPへの移行を推進する必要があります。

## 施策の目標

生産者のニーズに応じ、国際認証GAP等の取組支援を行い、県産農林水産物の安心・安全の確保に努めます。

## 具体的な取組内容

- 生産者研修会の開催等による制度の普及・啓発
- GAP指導員の育成・確保等による認証取得の支援

## 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度末)	目 標 (令和12 年度末)	備 考 欄
JGAP等認証取得件数	119 件	230 件	JGAP、GLOBAL G.A.P.

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実
取 組 内 容	③ 農薬の適正使用の推進
関 係 部 署	経営技術課

## 現 状

安心・安全な農産物の生産を行うため、農薬の使用量の多い6月から9月を農薬適正使用推進期間として定め、各地域において農薬適正使用推進研修会等を開催し、農薬使用基準の遵守や飛散防止対策の徹底など、「農薬取締法」に基づき安全性を評価された登録農薬の適正使用の指導を行っています。

また、農薬販売者及び農薬使用者等の資質向上を図り、農薬の適正使用並びに農薬使用に起因する被害等の防止に資するため、農薬指導士の育成・確保を図っています。

## 課 題

これまでの耕作地における農薬適正使用の推進に加え、耕作地周辺の環境や住民に対する配慮が強く求められています。

また、農薬の再評価制度の導入及び登録審査の見直しに伴い、必要に応じて隨時、安全性評価の方法や登録内容等が見直されることから、農薬の使用基準や安全性等に対する正しい知識の周知徹底を、継続して図る必要があります。

## 施策の目標

農薬取締法等に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬の取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農産物の安全性確保を図ります。

## 具体的な取組内容

- 農薬の適正使用指導体制の強化
  - ・ 農薬指導士の育成・確保
- 農薬の取扱い等に関する正しい知識の普及啓発
  - ・ 農薬適正使用推進研修会等の開催



<農薬指導士養成研修>

## 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度末)	目 標 (令和12 年度末)	備考欄
農薬販売店における農薬指導士設置割合	48.2%	80.0%	

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実
取 組 内 容	④ 農薬の販売・管理・使用に関する監視指導
関 係 部 署	経営技術課

### 現 状

県は、「農薬取締法」に基づき、農薬が適正に販売・管理・使用されているかを確認するため、県内の農薬販売業者、ゴルフ場に対する立入検査を実施し、不適切な事例に対して指導等を行っています。

また、農薬の取扱いに関する指導的立場の農薬指導士に対して、農薬適正使用推進研修会などを定期的に開催し、その資質向上を図っています。

### 課 題

農薬販売店やゴルフ場、農薬使用者等において、販売・管理・使用に関する不適切な事例が未だ認められることから、農薬取扱いに関する正しい知識を広く普及させる必要があります。

### 施策の目標

農薬の取扱いに関する指導的立場の農薬指導士を育成・確保するとともに、農薬取扱いに関する知識を広く普及させることで、販売・管理・使用時の不適切な事例を減少させ、農産物の安全性確保を図ります。

### 具体的な取組内容

- 適正な販売・管理・使用の推進
  - ・農薬指導士の育成・確保
  - ・立入検査による的確な指導



<立入検査の実施状況>

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備考欄
農薬販売店及び肥料の生産・販売業者等への立入検査における違反件数割合	23.4%	10.6%	

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実
取組内容	⑤ 肥料の生産や販売に関する監視指導
関係部署	経営技術課

## 現 状

「肥料の品質の確保等に関する法律（肥料法）」に基づき、肥料の品質等を確保し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、普通肥料の登録や特殊肥料の届出等について指導・審査を実施するとともに、肥料を生産・販売する事業場への立入検査等に取り組んでいます。

また、堆肥の品質表示に関する取締等、適正表示の指導を行っています。

## 課 題

肥料生産業者や販売業者に対する登録・届出義務等の周知や法令遵守の徹底を図る必要があります。

## 施策の目標

肥料法に基づき遵守すべき事項について周知徹底を図るとともに、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用の確保を図ります。

## 具体的な取組内容

- 県のホームページ等を活用した肥料法の制度等の周知
- 普通肥料の登録や特殊肥料の届出等について指導・審査
- 肥料の生産・販売における適正表示等の指導
  - ・立入検査の実施



<肥料法等に関する研修>

## 参考となる指標

指 標	現 状 (令和 6 年度末)	目 標 (令和 12 年度末)	備考欄
農薬販売店及び肥料の生産・販売業者等への立入検査における違反件数割合（再掲）	23.4%	10.6%	

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実
取組内容	⑥ 動物用医薬品の管理、販売等に関する監視指導
関係部署	家畜防疫対策課

## 現 状

動物用医薬品については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法（旧：薬事法））などに基づき、動物用医薬品が適切に販売、使用されるよう動物用医薬品販売業者等に対する監視指導を実施しています。

## 課 題

動物用医薬品は不適正に使用された場合、畜産物に残留したり薬剤耐性菌が出現するなど、食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、動物用医薬品による危害発生を防止するとともに、その有効性、安全性を確保する必要があります。

## 施策の目標

動物用医薬品による危害発生を防止するとともに、その有効性、安全性を確保するための動物用医薬品使用実態調査、医薬品調査等の各種調査・指導を行うなど、消費者へ安心・安全な畜産物の供給に向けて継続的な監視指導を行います。

## 具体的な取組内容

- 動物用医薬品使用実態調査
- 医薬品調査 など各種調査・検査の実施

## 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度末)	目 標 (令和12 年度末)	備考欄
動物用医薬品使用実態調査の実施件数	51 件	80 件	
医薬品調査の実施件数 (動物用医薬品販売業等の許可数に対する割合)	116 件 (実施率 31 %)	— (実施率 50 %)	

基本 施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実
取組内容	⑦ 飼料の安全性確保に関する普及、監視指導
関係部署	畜産振興課

## 現 状

安心・安全な畜産物を供給するため、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(飼料安全法)に基づいて飼料の製造、販売及び使用の各段階において、普及・監視・指導を実施しています。

令和6年度の現状では、畜産農家、飼料製造・販売業者等のいずれにおいても飼料の製造販売・使用等において、不適正な事例はありません。

## 課 題

飼料の安全性を確保するためには「飼料安全法」の遵守に努める必要があり、引き続き飼料の適正な製造・販売・使用等の普及、監視、指導を行う必要があります。

## 施策の目標

飼料の不適正な製造・販売・使用等を防止します。

## 具体的な取組内容

- 飼料安全法の内容説明及び飼料の安全性の確保のための普及、指導
  - ・畜産農家・飼料販売業者等を対象とした地区講習会の開催
  - ・畜産農家を対象とした巡回指導
- 飼料安全法等の関係法令等の遵守状況の監視・指導
  - ・飼料製造・販売業者等への立入検査

## 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度末)	目 標 (令和12 年度末)	備考欄
飼料の製造・販売及び使用等に関する不適正件数	0 件	0 件	

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実
取組内容	⑧ 水産用医薬品の適正使用の推進
関係部署	水産振興課

### 現 状

海面・内水面における養殖魚においては、病原体の侵入や魚の健康状態、飼育環境のバランスが崩れた時等に、各種の魚病が発生する場合があります。魚病の予防・治療対策としては、「薬品医療機器等法」に基づき魚種毎、魚病種類毎に使用可能な水産用医薬品が規定されており、その使用にあたっては、用法・用量、使用禁止期間・休薬期間・水揚げ禁止期間及び使用上の注意を遵守した適正使用の推進を図っています。

### 課 題

安心・安全な食品の提供という観点から、水産用医薬品の適正な使用や、効果的な使用については、引き続き普及・指導を行う必要があります。

### 施策の目標

魚病による被害を軽減するために、養殖関係者向けの水産用医薬品の適正使用に係る指導等研修会を開催し、養殖業者に対する水産用医薬品の適正使用を引き続き推進することで、安心・安全な養殖魚の生産を図ります。

### 具体的な取組内容

- 養殖業者に対する水産用医薬品適正使用の指導等
  - ・ワクチン接種技術講習会の開催
  - ・魚病講習会の開催
  - ・水産医薬品等の関係資料配布
- 水産用医薬品の適正指導や衛生的な養殖管理に関する普及啓発
  - ・魚病巡回指導の実施



<ワクチン接種技術講習会>

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度末)	目 標 (令和12 年度末)	備考欄
水産用医薬品適正使用に関する理解度	—	90 %以上	

基本 施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 ウ 環境保全への配慮
取組内容	⑨ 総合防除（IPM）及び有機農業の技術をはじめとした環境と調和した農業の普及推進
関係部署	経営技術課

## 現状

環境と調和した農業の実現に向け、化学合成農薬主体の防除から脱却し、天敵昆虫等を利用する生物的防除を中心とした総合防除（IPM）技術の確立に取り組むとともに、県総合防除計画等を策定し、総合防除（IPM）技術等の普及拡大に努めています。

また、生産から消費まで一貫して地域ぐるみで有機農業の推進に取り組む市町村等を支援しており、鹿児島県有機農業推進計画に基づき、有機農業の生産拡大等に向けた施策に取り組んでいます。

## 課題

ピーマンやいちご等の施設栽培では、市販の天敵（益虫）の利用を柱とした総合防除（IPM）技術が普及しています。一方、露地栽培でも土着天敵（元々その地域に生息する天敵）を活用した害虫防除技術等が確立され、登録農薬が少ないオクラ等のマイナー作物を中心に、取り組まれています。

総合防除（IPM）技術に取り組む露地栽培の品目、産地の拡大や、有機農業の生産拡大により環境と調和した農業の実現を図る必要があります。

## 施策の目標

総合防除（IPM）技術等に取り組む品目、産地を拡大し、農薬の使用量を削減するとともに、本県の環境負荷を低減して生産された農産物等の認知度を向上させ、安心・安全な農産物の提供及び本県農産物のイメージアップにつなげます。

## 具体的な取組内容

### ○総合防除（IPM）技術等に取り組む産地の拡大

- ・化学合成農薬の使用量低減を目的とし現地研修会等を通じた産地の総合防除（IPM）技術普及への取組を支援
- ・地域ぐるみで有機農業の推進に取り組む市町村や有機農産物の生産拡大に取り組む農業者団体等への支援

### ○環境負荷を低減して生産された農産物の認知度向上

- ・PRキャラクター「チーム・マモット」の生産者による活用を推進



「かごしまのIPM」PRキャラクター  
「チーム・マモット」

## 参考となる指標

指標	現状 (令和5年度末)	目標 (令和12年度末)	備考欄
化学農薬の使用量	46kg/ha	31kg/ha	

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 ウ 環境保全への配慮
取 組 内 容	⑩ 家畜排せつ物の適正処理と堆肥の利活用促進
関 係 部 署	畜産振興課

## 現 状

家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(家畜排せつ物法)に基づき、関係者が一体となって取組を推進してきた結果、ほぼ全ての適用対象農家で法に基づく管理基準が遵守される状況にあり、現在、その約8割が堆肥化処理や農地還元等により農業利用され、その他は浄化処理や産業廃棄物処理委託等により、概ね適正に処理されています。

## 課 題

悪臭や水質汚濁など畜産経営に起因する苦情は依然として散見され、地域によっては、堆肥の還元農地の不足や高齢化に伴う利用の減少などの課題を抱えており、家畜排せつ物の適正処理とともに、今後は耕畜連携の強化やニーズに即した堆肥づくりにより、堆肥の利用を促進するなど、家畜排せつ物の利用を一層促進し、地域環境と調和した環境保全型畜産の確立を図る必要があります。

## 施 策 の 目 標

畜産経営の健全な発展を図る上で環境問題への取組が不可欠であることから、家畜排せつ物法に基づく県計画を策定するとともに、「県環境保全型畜産確立基本方針」及び「県畜産環境保全対策指導指針」に基づいて、地域環境と調和した畜産経営の実現に努めます。

## 具 体 的 な 取 組 内 容

- 地域振興局・支庁等による畜産農家への巡回指導や家畜排せつ物の処理及び利用技術の普及・指導
- 県畜産環境保全対策指導指針に基づく環境保全型畜産推進協議会の開催
- 県、市町村、農業関係団体等の関係者が一体となった環境汚染防止のための総合的な取組
  - ・家畜排せつ物の処理・利用状況の調査、家畜排せつ物処理に関する事業の調整・指導等

## 参 考 と な る 指 標

指 標	現 状 (令和5年度末)	目 標 (令和12年度末)	備考欄
県畜産有機物有効利用推進調査による家畜排せつ物の利用状況（適正処理仕向率）	94.2%	98.0%	

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 ウ 環境保全への配慮
取 組 内 容	⑪ 自然環境や生産環境の保全に配慮した特用林産物の栽培方法及び肥料の適正な使用方法などの情報提供
関 係 部 署	森林経営課

### 現 状

近年の健康志向の高まりなどにより、国産品の需要が高まってきていることから、「たけのこ」や「原木しいたけ」をはじめとする県産特用林産物の生産拡大が求められています。

### 課 題

「特用林産物の栽培技術指針」に基づいて、生産段階から安心・安全の確保及び環境保全への配慮について、引き続き普及啓発を図る必要があります。

### 施策の目標

「特用林産物の栽培技術指針」に基づいて、自然環境や生産環境の保全に配慮した栽培方法及び肥料の適正な使用方法などについて、指導・情報提供を行います。

### 具体的な取組内容

- 新規参入者等を対象とした栽培や経営についての助言・指導
  - ・「たけのこ」及び「原木しいたけ」養成講座の開催



＜たけのこ生産者養成講座＞



＜原木しいたけ生産者養成講座＞

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度)	目 標 (令和12 年度)	備考欄
たけのこ・原木しいたけ生産者養成講座の内容の理解度	—	80%以上	

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 ウ 環境保全への配慮
取 組 内 容	⑫ 県内養殖場の水質や底質の調査及び魚類養殖協議会や研修会を通じた漁場改善計画等の養殖指導
関 係 部 署	水産振興課

### 現 状

ブリ、カンパチなどの海面養殖業は本県の基幹漁業ですが、漁場環境の変化等による赤潮の発生や魚病の発生等により不安定な生産を強いられています。

県では、赤潮被害軽減のため、モニタリング調査や赤潮防除についての調査研究を行っています。また、魚類養殖協議会において、養殖場の水質及び環境保全や養殖魚の放養量等の適正基準を協議し、魚類養殖に係る漁場環境の正常化や養殖業の健全な発展を促進しています。

### 課 題

赤潮については、発生のメカニズムが解明されていないことから、定期的な漁場環境のモニタリング調査等による解明や赤潮防除についての継続的な調査研究・対策等が必要となっています。

また、持続的に養殖生産を行うため、漁場の環境保全に配慮した適正養殖の推進を行う必要があります。

### 施策の目標

魚類養殖場の漁場環境については、水質調査等で現状を把握します。必要な漁場環境の改善等については、養殖飼育手法の改良・改善の指導や養殖施設等の整理等を推進することにより、持続的な養殖生産の確保を図ります。

### 具体的な取組内容

- 赤潮モニタリング調査と赤潮発生情報の伝達
- 養殖漁場の水質や底質（海底の環境等）の漁場環境調査
- 県魚類養殖指導指針に基づいた指導と研修会等の実施



<赤潮防除対策研修会>

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和 6 年度末)	目 標 (令和 12 年度末)	備考欄
適正環境の漁場の割合	8 4 %	1 0 0 %	

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(2) 製造・加工, 流通・販売段階における監視指導の充実 ・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査
取組内容	⑯ 施設への立入検査（監視指導）
関係部署	生活衛生課

## 現 状

毎年度策定する「県食品衛生監視指導計画」に基づき、製造・加工の段階では、殺菌不良の防止、異物の混入防止、意図しないアレルギー物質の混入防止等、流通・販売の段階では、温度管理の徹底や表示の徹底等各段階の特性に合わせた監視指導を実施しています。

また、鶏刺し等生食用食肉を扱う施設の監視指導を重点的に実施するなど食中毒の防止をはじめとする食の安全性確保に努めています。

項目	令和6年度
食品の製造・加工施設への監視・指導	10,257件

## 課 題

食品の安全性を確保し、県民の健康保護を図るには、引き続き、食品の製造・加工、流通・販売段階における監視指導の充実及び食品等の検査を行う必要があります。

また、食品を取り扱う外国人従業員が増加していることから、全ての従業員に対する適切な衛生教育の実施について指導・助言する必要があります。

## 施策の目標

食品関連事業者に対して、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施することにより、食中毒の発生防止、異物混入や不適正な表示等の不良食品の発生防止など食の安心・安全の確保に努めます。

## 具体的な取組内容

- 標準的な年間立入回数を設定した重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施
- 夏期及び年末の一斉取締りの実施
- 特定の違反事例等による一斉取締りの実施



〈監視：陳列商品の販売状況確認〉

## 参考となる指標

指標	現状 (令和6年度末)	目標 (令和12年度末)	備考欄
監視施設数に対する食品衛生法違反等施設の割合	—	0 %	

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(2) 製造・加工, 流通・販売段階における監視指導の充実 ・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査
取組内容	⑯ 食品等の検査
関係部署	生活衛生課

## 現 状

毎年度策定する「県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内で製造された食品及び輸入食品を含む県内に流通する食品等を対象として、食品の添加物や細菌数等の成分規格基準、肉、卵、牛乳等の残留動物用医薬品、野菜・果物等の残留農薬等の検査を実施しています。

また、牛や豚、鶏等について食肉の適否のための検査を実施しています。

項目	令和6年度末
食品の添加物、成分規格基準、残留動物用医薬品、残留農薬等の検査	4,363件
食肉の検査	食肉（牛、豚） 食鳥肉
	2,440,024頭 161,196,164羽

## 課 題

引き続き、「県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品の添加物、成分規格基準、残留動物用医薬品、残留農薬並びに食肉の検査を行う必要があります。

## 施策の目標

製造・加工、流通・販売の商品の特性等を十分に見極めて「県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品の検査を実施します。

## 具体的な取組内容

- 食品の添加物、成分規格基準、残留動物用医薬品、残留農薬等の検査
- 食肉の検査



## 参考となる指標

〈理化学検査〉

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備考欄
計画に基づき実施した食品の規格基準への適合率	99.5%	100%	

本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(2) 製造・加工、流通・販売段階における監視指導の充実 ・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査
取組内容	⑯ 学校・社会保健福祉施設等集団給食施設の監視指導
関係部署	保健体育課、生活衛生課

### 現 状

学校や社会保健福祉施設においては、安全・安心な給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理を行う必要があります。

このため、学校給食の安全性に関しては、県学校給食衛生管理等研修会等を開催し、衛生管理基準の遵守や、各種食中毒対策の徹底、学校給食施設設備の改善などについて指導を行うとともに、学校給食調理施設の設置者等に対しては、給食用食品の点検の実施や、給食用食品を選定するための委員会等の設置について指導しています。

また、社会保健福祉施設等に関しても、「県食品衛生監視指導計画」に基づく、立入検査を行い、給食の安全性に努めています。

### 課 題

子供、高齢者や病人など比較的体の抵抗力が弱い方々への食事の提供となるため、調理従事者は、下処理における衛生管理、中心部までの十分な加熱、加熱調理後の二次汚染の防止、原材料や調理後の食品の温度管理など食品の取扱には特に注意を払う必要があります。

### 施策の目標

遵守すべき学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルについて周知徹底するとともに、衛生管理に関する知識を広く普及させることにより、安全で安心な給食の提供を目指します。

### 具体的な取組内容

- 県学校給食衛生管理等研修会の開催
  - ・衛生管理、食物アレルギー、異物混入防止対策に関する研修会の開催
- 学校給食衛生管理基準に基づく学校薬剤師等による給食施設の定期点検（年3回）や食品検査の実施
- 県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導
  - ・重点的に監視・指導が必要と考えられる施設（1回以上立入／年）として監視指導



〈県衛生管理等研修会〉



〈給食施設の監視〉

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備考欄
監視施設数に対する食品衛生法違反等施設の割合（再掲）	—	0 %	

基本 施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(2) 製造・加工、流通・販売段階における監視指導の充実 ・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査
取組内容	⑯ いわゆる健康食品による健康被害防止のための買上検査
関係部署	薬務課

## 現状

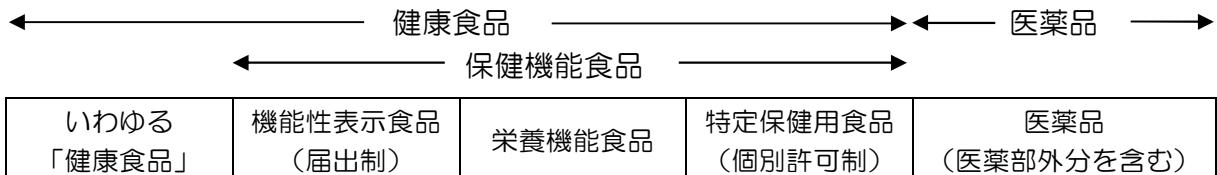
健康食品と呼ばれるものについては、法律上の定義は無く、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指しています。

そのうち、国の制度<sup>\*1</sup>としては、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」があります。

しかしながら、健康食品の中には医薬品成分を含有しているものがあり、健康被害を引き起こす事例が報告されています。

県では、県内で流通している「強壮用健康食品」及び「痩身用健康食品」を買い上げ、医薬品成分を含有していないか検査<sup>\*2</sup>を行っています。

### \*1 国の制度



### \*2 買い上げ調査

項目	令和6年度
買上調査数	9品目

## 課題

「強壮用健康食品」及び「痩身用健康食品」等は、販売店等が多岐多様であり、品目も多く、また、他県において医薬品成分を含有する健康食品が報告されていることから、継続して検査を行う必要があります。

## 施策の目標

県内に流通している「いわゆる健康食品」を買上検査することにより、医薬品成分が含有される健康食品等による県民の健康被害を未然に防止します。

また、買上検査で医薬品成分を含有していることが判明した場合は、その健康食品等を公表し、県民へ注意喚起を行い、健康被害の拡大を防止します。

## 具体的な取組内容

### ○買上検査の実施

- ・強壮及び痩身作用のある医薬品成分の検出検査

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(2) 製造・加工、流通・販売段階における監視指導の充実 ・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査
取 組 内 容	⑯ 水産物卸売市場における有毒魚介類等の流通監視
関 係 部 署	水産振興課、生活衛生課

### 現 状

食の安心・安全の確保のため、フグ等の有毒魚介類及び貝毒等流通が規制されている魚介類の情報を収集し、水産物卸売市場等へ提供を実施しています。

また、フグ等による食中毒が発生した場合、情報発信し、注意喚起を行っています。

### 課 題

消費地における水産物卸売市場においては、流通する水産物の産地が多岐にわたることから、水産庁及び厚生労働省、水産物卸売市場等との情報交換・収集等の連携強化を引き続き実施していく必要があります。

### 施策の目標

水産物卸売市場における有毒魚介類等の流通監視を実施することで、安心・安全な水産物の市場流通を図ります。

### 具体的な取組内容

○水産物の効率的な流通及び安心・安全な水産物の提供を図るための取組

- ・水産物卸売市場の監督指導
- ・水産物の流通調査
- ・有毒魚介類等調査の指導ほか

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(3) 消費段階における安全性の確保
取 組 内 容	⑯ 食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知
関 係 部 署	生活衛生課、かごしまの食輸出・ブランド戦略室

## 現 状

食中毒等の食品による健康被害防止のため、消費者が、自らの判断で安全な食品を選び、安全に取り扱うことができるよう県ホームページ・県政かわら版等や、県民が参加する講習会を通じて、科学的知見に基づく正しい知識など家庭での食中毒防止対策等について情報提供を行っています。

また、食中毒注意報の発令や県ホームページに自主回収報告等を掲載するなど、食品衛生に関する注意の喚起を図っています。

項 目	令和6年度	受講者数
衛生講習会の件数*	63回	1,170人

\*消費者が受講した講習会数

## 課 題

食中毒等の食品による健康被害の中には、消費者の食品の安全性に関する知識不足が原因となっているものもあることから、消費者が、自らの判断で安全な食品を選び、安全に取り扱うことができるよう、引き続き、科学的知見に基づく正しい知識を身につける機会の提供に努める必要があります。

## 施策の目標

家庭における食中毒等の健康被害の発生を未然に防止するため、各種広報媒体及び衛生教育等を通じて、食品の衛生管理や自然毒（キノコ毒やフグ毒など）及び寄生虫の情報、生食用食肉等の安全確保対策など科学的知見に基づく正しい知識の普及を図ります。

また、食中毒や違反食品等に係る情報を速やかに提供し、食品衛生に係る注意の喚起を図ります。

## 具体的な取組内容

○県ホームページ・県政かわら版等各種広報媒体を活用した情報発信

- 食中毒注意報の発令
- 自主回収報告等違反食品等に係る情報の提供
- 県民が参加する講習会及び出前セミナー等を通じた正しい知識の普及



〈手洗い教室〉

## 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備考欄
各種広報媒体を活用した情報発信回数（食品の衛生管理等に関する知識や情報）	4回	4回	四半期に1回(年に4回)情報発信

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施 策 の 方 向	(4) H A C C P に沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進
取 組 内 容	⑯ 食品関連事業者へのH A C C P に沿った衛生管理の導入及び運用支援
関 係 部 署	生活衛生課

## 現 状

「食品衛生法」の改正に伴い、原則としてすべての食品等事業者に、一般的衛生管理に加え、H A C C P に沿った衛生管理の実施が求められ、令和3年6月1日から完全施行されました。

県では、令和元年から制度周知のため、食品等事業者の規模に応じて事業者団体が作成し、厚生労働省が確認した手引書を参考に、衛生管理計画作成の技術支援を目的とした講習会等を実施しております。

## 課 題

H A C C P に沿った衛生管理の導入状況を確認するとともに、実施状況について確認を行い、運用が不十分な施設等に対し、状況に応じて継続的に指導を行う必要があります。

## 施策の目標

H A C C P に沿った衛生管理を継続して実施されているかを確認し、導入時からの変更等が見込まれる衛生管理計画の見直しや検証について、必要に応じて運用支援を図ります。

## 具体的な取組内容

○H A C C P に沿った衛生管理等の実施状況確認

- ・営業許可更新時の監視時等に、H A C C P の実施状況について確認

○H A C C P の運用に向けた技術支援

- ・リーフレットや教材を活用して、施設に応じたきめ細やかな技術的な指導・助言



<監視時の必要に応じた運用指導>

## 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度末)	目 標 (令和12 年度末)	備考欄
H A C C P に沿った衛生管理の実施状況（一部実施を含む）	—	100%	営業許可更新施設における実施状況の確認

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施 策 の 方 向	(4) H A C C P に沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進
取 組 内 容	②〇 畜産関連施設への衛生管理ガイドライン等の徹底及びH A C C P 方式を活用した管理の普及
関 係 部 署	家畜防疫対策課

## 現 状

消費者の食の安全に対する関心が高まっており、安心・安全な国産畜産物を安定的に供給する体制を早急に構築していく必要があります。家畜等が食品となるまでの過程には、農場における生産、食肉処理場等での加工処理、流通など、多くの工程が関与しており、病原微生物による汚染等を防止するため、各段階において様々なリスク管理が行われています。

## 課 題

畜産物の安全性を確保するためには、個々の農場における飼養衛生管理を徹底し、病原微生物の汚染等が少ない健康な家畜を生産することが基本となります。このため、生産段階における徹底した衛生管理に取り組むことが重要です。

## 施策の目標

県においては、生産者に対して「家畜伝染病予防法」に基づく飼養衛生管理基準の遵守を指導することで、農場における衛生管理の向上を図ります。

また、「衛生管理ガイドライン」及びH A C C P 方式を活用した効率的な飼養衛生管理（農場H A C C P）についての畜産農家への普及・促進に努めます。

## 具体的な取組内容

- 「飼養衛生管理基準」の遵守を指導
- 「衛生管理ガイドライン」及びH A C C P 方式を活用した効率的な飼養衛生管理（農場H A C C P）についての畜産農家への普及・促進

## 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度末)	目 標 (令和12 年度末)	備考欄
飼養衛生管理基準立入検査の実施状況	5,343戸 (実施率74%)	対象農場全戸 (実施率100%)	国の特定家畜伝染病防疫指針に基づく対象農場
H A C C P 認証農場数	15農場	18農場	

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(4) HACCPによる衛生管理の推進及び工程管理導入の促進
取 組 内 容	②① 衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組促進
関 係 部 署	水産振興課

## 現 状

令和3年6月の食品衛生法施行を背景に衛生管理型の水揚施設やHACCP対応型水産加工施設などが整備されつつあります。

EU等が定める衛生管理基準をクリアした加工施設をHACCP認定施設として登録しており、県内では、現在15か所が登録されています。EUが定める衛生管理基準は内容が厳しいため、基準を満たす施設等は限られているのが現状です。

## 課 題

HACCPによる衛生管理は、あくまでも食品の安全性を高め、安全で適切に消費できる食品の提供が目標であるため、導入企業等において、その必要性の認識が重要となります。

また、輸出について、水産食品は国際的に最もHACCPの義務化が進んでいますが、対米・対EU水産食品認証制度などは、輸出する相手国の衛生基準やHACCP規制に適合する必要があります。輸出する企業等は、各々が輸出国の規制に適合していることを証明する必要があります。

## 施策の目標

衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組を促進し、水産食品の効率的な流通と販売力の強化を図ります。

## 具体的な取組内容

- 衛生管理型の水揚施設やHACCP対応型水産加工施設等の整備支援
- 輸出に係る登録等に対する指導
- 自主的衛生管理対策の促進 など



<高度衛生管理型荷さばき施設(鹿児島市中央卸売市場魚類市場)>

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(4) HACCPに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進
取組内容	②② HACCP等高度な衛生管理手法に対応できる人材の育成
関係部署	生活衛生課

## 現状

昨今、食料品への異物混入などの食品事故が相次いで発生しており、事業者による回収・情報開示の遅れ、産地表示の偽装などの問題と併せ、消費者の食品安全性に対する不安、企業に対する不信感、食品製造工程への関心が高まってきています。

そのような中、HACCPシステムに基づく衛生管理手法を指導・助言できる「総合衛生管理過程に係る助言等を行う食品衛生監視員」の資格を有する保健所職員等47名（令和6年度末現在）により、HACCP等の相談等に対応しています。

## 課題

「食品衛生法」の改正により、大規模事業者や複合型そざい製造業及び複合型冷凍食品製造業の事業者は、HACCPに基づく衛生管理を行う必要があります。

また、EUやアメリカなどへ水産食品や食肉を輸出する事業者は、HACCPに基づく衛生管理に加え、輸入国が求める施設基準や追加的要件に合致する必要があります。

これら事業者に対して各施設の状況や輸入国の求める要件に応じたHACCP導入の指導・助言等を適切に行うためには、食品衛生監視員の資質の向上が求められます。

## 施策の目標

県内の食品関連事業者が取り組むHACCPに基づく衛生管理や輸出のための施設認定に向けた取組を支援します。

また、きめ細かな指導・助言が可能な人材を育成するため、国及び各種団体が開催する講習会等へ積極的に職員を派遣します。

## 具体的な取組内容

- 総合衛生管理過程に係る助言等を行う食品衛生監視員の確保・養成講習会への職員派遣
- HACCPの導入支援及び検証を適切に実施することができる食品衛生監視員の養成
  - ・国が開催するHACCPシステムに係る講師養成講習会への職員派遣



< HACCP研修会 >

基本 施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(5) トレーサビリティの推進
取組内容	㉓ 米トレーサビリティ制度の適正運用
関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室、農産園芸課

## 現 状

生産者から消費者に至るまでの各段階の流通の過程を明らかにするとともに、食用に適さないものが流通するなど、食品に関する不測の事態が発生したときの原因究明や速やかな商品の撤去・回収による被害の拡大防止策としてトレーサビリティは有効な手段となっています。

米については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)に基づき、米穀等の販売、輸入、加工、製造または提供の事業を行うすべての事業者（生産者を含む）に対し、取引等に係る情報の記録の作成・保存及び産地情報の伝達が義務づけられています。

また、食品表示実態調査に併せて、小売販売店、製造・流通業者等の実態を調査するとともに、寄せられる疑義情報等については、迅速かつ的確な対応を行っています。

## 課 題

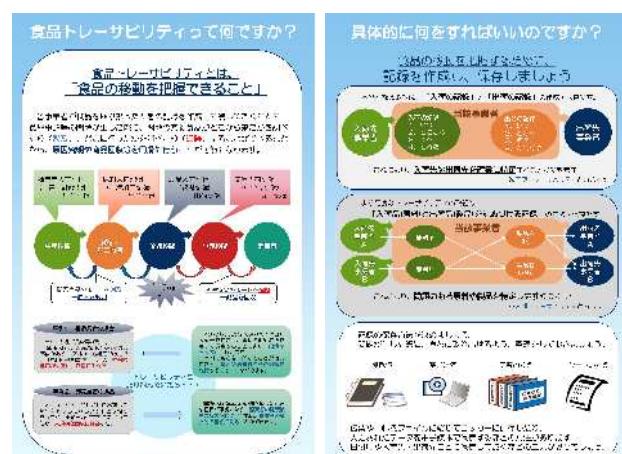
米トレーサビリティ制度は、生産から流通及び外食産業まで広い分野に関係することから、広く県民・事業者に制度の周知を図るとともに、適正な運用に努める必要があります。

## 施策の目標

米トレーサビリティ制度の普及・啓発を推進するとともに、表示の適正化など遵守すべき事項について周知徹底することにより、食の安心・安全の確保を図ります。

## 具体的な取組内容

- 米トレーサビリティ制度の普及・啓発
- 食品表示実態調査（米穀等）



食品トレーサビリティリーフレット

## 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備考欄
食品表示実態調査における適正率 (米穀等)	76.4%	100%	

基本 施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(5) トレーサビリティの推進
取組内容	②4 茶れきくんの導入促進
関係部署	農産園芸課

### 現 状

平成15年3月から、県内茶業関係者が一体となって茶生産履歴管理システム「茶れきくん」の導入促進を図りながら、正確な記帳と迅速な情報開示を行っています。

令和6年度末で287工場（全工場数の75.9%）が、「茶れきくん」を導入しており、取引先の実需者は、病害虫防除記録などの生産履歴の正確な情報開示が迅速に行われる取組を高く評価しており、「かごしま茶」の信頼確保につながっています。

### 課 題

食品の安心・安全を確保する上で、茶の生産履歴を把握するとともに、食品に関する不測の事態発生時の原因や正確で速やかな製品の撤去・回収による被害の拡大防止を図るために、トレーサビリティは有効であり、その導入・拡大が重要となっています。

### 施策の目標

各種研修会等を通じて、生産履歴の正確な記帳、情報開示請求があった時の迅速対応などの意識啓発や「茶れきくん」の導入促進を図るとともに、生産履歴システムの取組をあらゆる機会を通じて広く全国に広報し、安心・安全でクリーンな「かごしま茶」の販路拡大に努めます。

### 具体的な取組内容

- 茶におけるトレーサビリティの推進
  - ・茶生産履歴管理システム「茶れきくん」の導入促進



<茶れきくん利用の様子>

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備考欄
茶れきくんの県内茶工場導入率	75.9%	80.0%	

基本 施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進
取組内容	②⑤ 化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病害虫防除技術や施肥管理技術の開発等
関係部署	経営技術課

## 現 状

農業開発総合センターを中心に、化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病害虫防除技術や、施肥管理技術等の開発による、環境と調和した持続可能な農業と地域資源の活用に対応した研究を進めています。また、技術の現地実証と普及定着にも取り組んでいます。

## 課 題

消費者の食の安心・安全に対する認識が高まる中、総合防除（IPM）や有機栽培等の取組に係る技術確立のほか、特殊病害虫や気候変動等に対応した技術開発が必要です。

## 施策の目標

環境と調和した農業の促進に資する技術開発に努めるとともに、現地での実証等を通じた、農業者への理解促進及び早期普及・定着を目指します。

## 具体的な取組内容

- 総合防除（IPM）技術の開発
- 持続性の高い有機農業栽培技術の開発
- 地力の程度に応じた適切な施肥管理技術の開発
- 開発された技術の早期普及・定着に向けた普及指導活動の展開



〈各種技術マニュアル〉

〈天敵を用いた栽培技術〉

## 参考となる指標

指 標	現 状 (令和5 年度)	目 標 (令和12 年度)	備考欄
化学農薬の使用量	46 kg/ha	31 kg/ha	

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進
取 組 内 容	②6 水産用医薬品の使用低減のための養殖技術の開発
関 係 部 署	水産振興課

### 現 状

魚類養殖業においては、水産用ワクチンの普及等により水産用医薬品の使用低減が図られています。ただ、一部の疾病については、水産用医薬品の適正使用により対処しています。県ではこれまで、天然素材等を用いた寄生虫対策の研究を行う等、水産用医薬品の使用低減のための養殖技術の開発に努めているところです。

### 課 題

消費者のニーズに対応した安心・安全な養殖魚等を生産するためには、水産用医薬品使用の一層の低減化を図る養殖技術の開発が必要とされています。

また、ワクチン等水産用医薬品が未開発な疾病に対しては、予防及び治癒対策、さらには養殖技術の改良・改善が必要とされています。

### 施策の目標

水産用医薬品に頼らない各種疾病対策に取り組み、安心・安全な養殖魚の生産を図ります。

### 具体的な取組内容

- 天然素材等を添加した固形配合飼料の給餌等による各種疾病的抑制効果試験
- ワクチン等水産用医薬品が未開発な疾病への対策研究



<カンパチ幼魚の採血風景>

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度末)	目 標 (令和12 年度末)	備考欄
水産用医薬品の使用低減に向けた取組数	2 件／年	3 件／年	

基本 施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進
取組内容	②7 食品等に起因する様々な問題についての解決法や再発防止策を得るための調査・研究
関係部署	生活衛生課

### 現 状

食品関連事業者が安全な食品を提供するためには、科学的な根拠に基づいた合理的な製造管理の方法等を取り入れることが必要と考えられます。

しかしながら、県内の多くの中小事業者は、経費及び人的不足から十分な量の科学的な分析、試験等を行い新しい知見を得るのは難しい状況です。県においては、これまで、生食用食鳥肉の取扱施設での衛生管理についての問題点や改善策、食中毒事例や苦情事例の発生原因や改善策、また、添加物の試験方法の改善等の調査・研究等を行い、得られた科学的知見に基づき事業者に対する指導・助言を行っているところです。

### 課 題

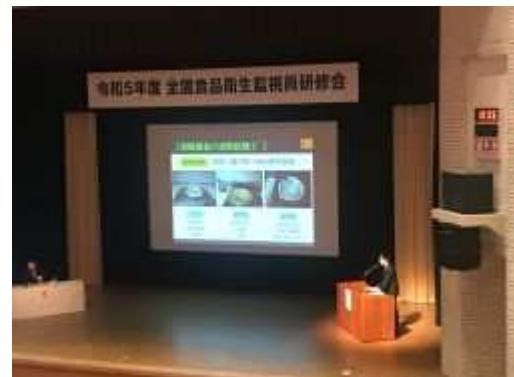
食品の安全性の向上のためには、科学的な根拠に基づいた合理的な指導・助言を行う必要があるため、今後とも、県において科学的な調査研究を進める必要があります。

### 施策の目標

本県における食品等に起因する様々な問題について、その解決法及び再発防止策を得るための調査研究を行い、得られた知見等に基づき食品関連事業者に助言、指導等を行うことにより、食の安心・安全の確保に関する食品関連事業者の取組を促進します。

### 具体的な取組内容

- 調査・研究の実施
- 調査・研究の成果の有効活用
  - ・学会等での発表
  - ・食品事業者等への監視指導または講習会での情報提供



〈調査研究研修会〉

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度末)	目 標 (令和12 年度末)	備考欄
調査・研究事例数	5 題／年	4 題／年	

## II 施策の内容

2 食品表示の適正化による消費者への的確な  
情報の伝達・提供

基本 施 策	2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供
施策の方向	(1) 食品表示の適正化の推進
取 組 内 容	②⁸ 食品表示関係法令の周知
関 係 部 署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室、生活衛生課、健康増進課、消費者行政推進室、計量検定所、薬務課

### 現 状

食品表示は、消費者が食品を選択し、購入する際の重要な情報源となるものであり、食品関連事業者等は、食品の表示に関する各種法令を遵守する必要があります。

平成27年4月1日、「JAS法」、「食品衛生法」、「健康増進法」の食品の表示に関する規定を統合した「食品表示法」が施行されました。また、平成29年9月に食品表示基準の改正・施行により、国内で作られたすべての加工食品に対して原料原産地表示を行うことが義務付けられ、令和4年4月に完全施行されました。

県では、「食品表示法」をはじめ、食品の表示に関する法令等の周知を図るため、食品関連事業者等を対象とした各種研修会の開催や事業者主催の勉強会等への講師派遣、啓発パンフレット等の配布を行っています。

#### ○食品表示法等に基づく研修会実績

項 目	令和6 年度
食品表示法（品質事項）に基づく表示制度の研修会等	25回
食品表示法（衛生事項）に基づく表示制度の研修会等	113回
食品表示法（保健事項）に基づく表示制度の研修会等	1回
景品表示法に関する研修会	1回
計量法に関する研修会	2回

#### ○食品関係の表示に関する主な法律について

法律名	法律の目的
食品表示法	食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保
景品表示法 <sup>*1</sup>	一般消費者の利益の保護
計 量 法	内容量の適正な表示
医薬品医療機器等法 <sup>*2</sup>	食品に対する医薬品的な効能効果等の表示を禁止

\* 1 景品表示法：「不当景品類及び不当表示防止法」

\* 2 医薬品医療機器等法：「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（旧薬事法）

### 課 題

食品表示は、「食品表示法」、「景品表示法」、「計量法」、「医薬品医療機器等法」等食品関係法令が多岐にわたり、表示内容も複雑であることから、事業者の制度に対する理解不足や確認不足等により、依然として基準に基づく表示がなされていない状況が見受けられます。

また、食品表示は、増加する外国人従業員を含め、食品を取り扱う者全てが正しく理解す

る必要があります。

県民の健康の保護と食品等に対する県民の信頼を確保するため、食品関連事業者等へ食品表示関係法令とともに食品表示制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

### 施策の目標

「食品表示法」に基づく食品表示制度をはじめ、食品の表示に関する法令等について周知を図り、食品表示の適正化に努めます。

### 具体的な取組内容

#### ○食品の表示に関する法令の普及啓発

- ・食品関連事業者等に対する研修会の開催等
- ・事業者からの講師派遣依頼への対応
- ・啓発パンフレットの作成・配布



食品表示制度（品質事項）研修会

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度末)	目 標 (令和12 年度末)	備考欄
食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信回数	25回※	24回	※臨時号を含む

基本 施策	2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供
施策の方向	(1) 食品表示の適正化の推進
取組内容	②9 食品表示に関する相談対応
関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室、消費者行政推進室、生活衛生課、健康増進課、薬務課、計量検定所

### 現 状

食品の表示に関する法令は多岐にわたり、担当課が複数あるため、県民からの食品表示に関する各種情報の提供や相談等を受け付ける総合相談窓口として「食品表示110番」を設置し、それぞれの担当課において、相談に対応しています。

食品表示110番	☎ : 099-286-2533（消費者行政推進室内）
----------	-----------------------------

項目	令和6年度
食品表示110番の受付状況	480件
食品表示法（品質事項）に関する表示相談等への対応	249件
食品表示法（衛生事項）に関する表示相談等への対応	131件
食品表示法（保健事項）及び健康増進法に関する相談への対応	153件
食品に対する医薬品的な効能効果の表示相談	8件
景品表示法に関する表示相談等	57件
計量法に関する表示相談	59件

※食品表示110番での受付以外に、直接、法令担当課に相談がある場合があり、件数は食品表示110番で受け付けたものと一部重複します。

### 課 題

依然として不適切な食品表示が見受けられることや食品関連事業者からの表示に関する事前相談に対応するため、総合相談窓口である「食品表示110番」の周知を行い、引き続き、食品表示の関係法令の相談に適切に対応する必要があります。

### 施策の目標

食品表示110番等に寄せられた表示相談及び情報提供に対して、迅速かつ的確に対応し、食品表示の適正化に努めます。

### 具体的な取組内容

- 食品表示に関する相談対応
  - ・食品表示110番等に寄せられた表示相談等への対応

基本 施策	2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供
施策の方向	(2) 食品表示に関する監視、指導
取組内容	⑩ 食品表示実態調査等の実施
関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室、消費者行政推進室、生活衛生課、健康増進課、薬務課、計量検定所、農産園芸課、畜産振興課、水産振興課、森林経営課

## 現 状

食品の表示については、消費者が食品を選択し、購入する際の重要な情報源となることから、各法令に基づき、担当課が主体となり関係各課と連携し、食品表示に関する実態調査や監視及び検査、指導を行っています。

項目	令和6年度
食品表示法（品質事項）に基づく食品表示実態調査	180件
食品表示法（衛生事項）に基づく食品表示実態調査	10,092件
食品に対する医薬品的な効能効果の表示監視指導	9件
景品表示法に基づく指導	1件
計量法に基づく商品量目立入検査	7,269個

## 課 題

食品に関する不祥事や不適正な表示が依然として見受けられることから、引き続き、実態調査や監視及び検査、指導の充実を図り、食品表示に関する消費者の信頼確保に努める必要があります。

## 施策の目標

食品表示に関する監視、指導の充実・強化を図り、食品の適正な表示の指導に取り組みます。

## 具体的な取組内容

- 食品表示実態調査の実施
- 商品量目立入検査の実施
- 疑義情報等に対する迅速な対応
  - ・ 食品表示に関する消費者からの情報提供等に対して  
迅速かつ的確に対応



〈食品表示の監視〉

## 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備考欄
食品表示法（品質事項）に基づく食品表示の適正表示率	91.2%	100%	

基本 施策	2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供
施策の方向	(3) 消費者の理解促進
取組内容	③① 消費者の食品表示に関する理解促進
関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室、計量検定所、消費者行政推進室、生活衛生課、健康増進課、薬務課

### 現状

「JAS法」、「食品衛生法」及び「健康増進法」の個別法で定められていた食品表示に関する規定が「食品表示法」として一元化され、平成27年4月から「食品表示法」が施行されました。また、令和4年4月からは、国内で作られた全ての加工食品への原料原産地表示も義務付けされました。

同法に基づく食品表示制度は、食品を摂取する際の安全性の確保を最優先するとともに、自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を目的とし、加工食品の栄養表示の義務化や機能性表示食品制度が導入されています。

このため、消費者自身も表示からの情報を読み取り、安全で適切に活用できるよう表示に関する知識の向上が必要となっています。

これまで県では、食の安心・安全情報メールを活用し、消費者向けに食品表示や景品表示法等に関する情報の提供や商品量目についての計量教室等を実施しています。

### 課題

有用な食品表示に関する情報など消費者の食品表示に関する理解増進を図る必要があります。

### 施策の目標

消費者自身が食品表示に関する理解を深め、自主的かつ合理的な食品選択ができるよう、食品表示に関する適正な情報発信に努め、消費者の表示に関する理解促進を図ります。

### 具体的な取組内容

- 食品表示に関する適正な情報発信及び勉強会の実施
  - ・「食の安心・安全情報メール」「SNS(X(イックス))」を活用した情報発信
  - ・商品量目調査会及び計量教室の実施



〈計量教室〉

### 参考となる指標

指標	現状 (令和6年度末)	目標 (令和12年度末)	備考欄
商品量目調査会及び計量教室の実施	5自治体	5自治体	

## II 施策の内容

### 3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による 食料の安定供給

基本 施 策	3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給
施策の方向	(1) 各種疾病・病害虫等の発生防止対策の推進
取 組 内 容	③ 農作物栽培における気候変動等にも対応した病害虫の適期防除の推進
関 係 部 署	経営技術課

## 現 状

県産農産物の安心・安全の確保と環境への負荷をできるだけ軽減し、気候変動等にも対応した環境と調和した病害虫防除を徹底させるため、「植物防疫法」や関連事業に基づき、農作物に被害を及ぼす病害虫の発生状況調査や調査に基づいた発生予察情報の提供、病害虫防除の指導等を行い、病害虫による農作物への被害の低減やまん延防止に取り組んでいます。

## 課 題

農作物栽培における気候変動等にも対応した病害虫の適期防除を徹底させるため、各種広報媒体を活用して、引き続き、正確な発生予察情報を提供する必要があります。

## 施策の目標

環境と調和した病害虫防除を徹底させ、病害虫による農作物の被害の低減やまん延防止を図ります。

## 具体的な取組内容

### ○病害虫発生予察情報の発表

- ・定期的な発生予報の発表
- ・警報、注意報、特殊報等の発表
- ・技術情報の提供



### ○各種広報媒体を活用した病害虫発生予察情報の発信

- ・県病害虫防除所ホームページ  
(<https://www.pref.kagoshima.jp/ag13/kiad/boujoshou/>)
- ・新聞（南日本新聞：農作物病害虫情報（毎月））
- ・電話（県病害虫防除情報テレホンサービス：099-296-6430）

＜病害虫の発生状況調査＞

## 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備考欄
トビイロウンカの被害面積	0 ha	0 ha	植物防疫事業実績書 (病害虫防除所調べ)

基本 施 策	3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給
施策の方向	(1) 各種疾病・病害虫等の発生防止対策の推進
取 組 内 容	③③ 家畜の各種疾病的発生動向の把握、防疫指導、検査等の実施
関 係 部 署	家畜防疫対策課

### 現 状

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等が国内外で発生していますが、本県への侵入を防ぐため、農場における飼養衛生管理基準の順守の徹底を図るとともに、万一の発生に備え、防疫資材の備蓄や実演型の防疫演習を実施するなど関係機関・団体と一体となって、防疫体制の強化を図っているところです。

### 課 題

我が国の周辺諸国では様々な家畜伝染病の発生が断続的に確認されていることから、引き続きモニタリング検査等を実施することにより、発生予察・侵入防止対策の徹底を図る必要があります。

### 施策の目標

高病原性鳥インフルエンザ等の対策については、今後も発生予察のため、高病原性鳥インフルエンザ等に関する特定家畜防疫指針等に基づき、モニタリング検査を実施します。

豚熱等の対策については、野生イノシシにおける浸潤状況を把握するために、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、サーベイランスを実施します。

また、県内の畜産農家に対して、「家畜伝染病予防法」に規定する「飼養衛生管理基準」の遵守状況の調査及び指導を行い、防疫意識の向上を図ることで、県内への侵入防止に努めます。

### 具体的な取組内容

- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱等のモニタリング検査
- 家畜伝染病予防法に規定する「飼養衛生管理基準」の遵守状況の調査及び指導

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度末)	目 標 (令和12 年度末)	備考欄
高病原性鳥インフルエンザ等に関するモニタリング検査の実施状況	1,440羽	1,440羽	国の特定家畜伝染病防疫指針等に基づく
野生イノシシの豚熱等に関するモニタリング検査の実施状況	458頭	300頭	国の特定家畜伝染病防疫指針等に基づく
特定家畜伝染病の発生件数	3件	0件	

基本 施 策	3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給
施策の方向	(1) 各種疾病・病害虫等の発生防止対策の推進
取 組 内 容	③ 各種疾病に対する防疫指導及び気候変動等に伴う新たな疾病の実態調査
関 係 部 署	水産振興課

## 現 状

海面・内水面における養殖魚等においては、病原体の侵入や魚の健康状態、飼育環境のバランスが崩れた時等に、各種疾病が発生する場合があります。魚病の防疫対策としては、関係者に対して各種疾病の予防・治療対策等について指導するとともに、各種疾病の発生状況や気候変動等に伴う影響について実態調査を実施し、現状把握に努めています。

## 課 題

魚病等の発症軽減に向け、魚病検査や魚病対策に関する巡回指導等を引き続き実施するとともに、気候変動等に伴う新たな魚病等の侵入を阻止するための検査・指導体制を整備する必要があります。

## 施策の目標

魚病等による被害を軽減するために、養殖地域における各種疾病の発生状況等の実態を把握するとともに、関係団体及び養殖業者に対して防疫措置の実施指導と防疫技術についての普及・啓発に努め、安心・安全な養殖魚の安定供給を図ります。

## 具体的な取組内容

### ○情報交換会議

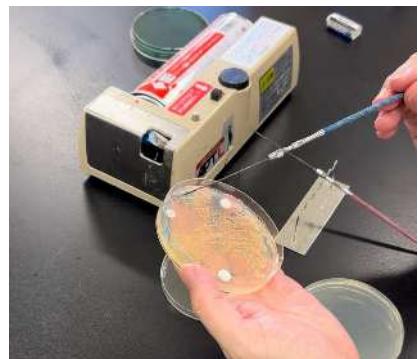
- ・全国会議等における魚病関連事業の情報収集及び情報交換
- ・県内の養殖衛生管理体制の整備
- ・地域検討会等における魚病発生や研究情報等の意見交換

### ○養殖場の調査・監視

- ・養殖資機材の使用状況調査及び適正養殖に向けた監視
- ・薬剤耐性菌に関する調査結果等を踏まえた指導

### ○疾病の発生予防・まん延防止

- ・魚病巡回指導や魚病検査の実施
- ・養殖場での魚病発生動向の把握及び対策等に関する指導
- ・気候変動等に伴う疾病の実態調査



＜魚病検査の状況＞

## 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度末)	目 標 (令和12 年度末)	備考欄
養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数（割合）	72.9%*	75%以上	*過去5年間平均

基本 施 策	3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給
施策の方向	(2) 危機管理体制の整備
取 組 内 容	③・各種疾病等に関する危機発生事案毎のマニュアルに基づく対応 ・平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処
関 係 部 署	家畜防疫対策課、経営技術課

### 現 状

家畜における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の各種疾病や農作物におけるセグロウリミバエ、ミカンコミバエ、アリモドキゾウムシ等の重要病害虫※の発生は、地域社会に大きな影響を及ぼすことから、各種マニュアル等に基づき、発生調査や終息・根絶に向けた取組を実施しています。

また、ツマジロクサヨトウやサツマイモ基腐病など、新たな病害虫についても、まん延防止に向けた防除対策に取り組んでいます。

さらに、家畜の伝染病が発生又は発生の恐れがある場合には、迅速かつ的確な防疫業務が実施できるよう、県関係機関における動員体制の構築や、関係団体と緊急防疫業務等に関する協定を締結しています。

なお、消費者に対しては、正確な情報に基づく冷静な対応等について、県ホームページを活用したり、市町村に通知するなど、県民への情報提供に努めています。

(※) 重要病害虫：セグロウリミバエ、ミカンコミバエ、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、カンキツグリーンシング病など、国内にまん延すると有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある病害虫。

#### <対応マニュアル>

鹿児島県口蹄疫防疫対策マニュアル

鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル

鹿児島県豚熱（CSF）防疫対策マニュアル

九州におけるミカンコミバエ種群誘殺時の対応マニュアル

### 課 題

事案の発生や拡大の防止と迅速かつ適切な対処を図るため、引き続き、情報の共有と国、県、市町村など関係機関・団体との連携の強化を図る必要があります。

#### 施策の目標

国、他の都道府県、市町村その他の関係機関も含め、平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処を図ります。

また、発生事案の拡大防止や風評による混乱を避けるため、県ホームページや報道機関等を通じて、県民への正確かつ適切な情報提供に努めます。



<防疫演習風景>

#### 具体的な取組内容

##### ○未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処

- ・防疫・防除対策会議の開催、防疫演習の実施、終息・根絶に向けた防疫・防除の実施、マニュアルの作成、担当者の研修の実施等

##### ○正確な情報提供

- ・県ホームページ・メールマガジン等による情報提供

#### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度末)	目 標 (令和12年度末)	備考欄
防疫演習及び防疫対策会議の実施件数	22 件	20 件	



## II 施策の内容

### 4 県民をはじめとした関係者との情報・意見 交換と信頼の確保

基本 施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信
取組内容	⑯ かごしまの農林水産物認証制度の認知度向上
関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室

### 現状

かごしまの農林水産物認証制度のPRについては、県ホームページ・広報媒体（X（エックス）等）を活用し、制度や認証品目等のほか、認証品の販売を行っている県内の量販店等をPR協力店として広く紹介するとともに、「かごしまブランド」と一体となった販促フェアの開催やイベント等でのPRに努めています。

また、県外事務所を通じて各品目の販売会議等における流通関係者への制度の周知のほか、のぼり等の貸出やパンフレットの配布等、認証取得産地の販促活動への支援を行っています。



<認証制度フェア（差替予定）>

### 課題

生産者の安心・安全に関する取組をさらに広く消費者や流通関係者に伝え、認証農林水産物を購入してもらえるよう認知度を高める必要があります。



<短大生へ認証制度紹介>

### 施策の目標

食の安心・安全の確保に関して、県産農林水産物の生産段階における取組の情報発信を積極的に行い、認証制度の認知度向上に努めます。

### 具体的な取組内容

- 販売コーナーで認証農林水産物のPRを行うPR協力店の拡大
- 「かごしまブランド」との一体的なPR
- PR協力店との連携による認証農林水産物のPR
- 県広報メディア等を活用したPR
- 研修会等での認証制度の紹介

### 参考となる指標

指標	現状 (令和6年度末)	目標 (令和12年度末)	備考欄
意識して県産農林水産物を購入する人の割合	79.2%	90%以上	

基本 施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信
取組内容	③ かごしまブランド產品をはじめとした県産農畜産物の認知度向上に向けた取組
関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室

## 現状

本県においては、安心・安全で品質の良い農畜産物を計画的・安定的に供給できる産地づくりと、県産農畜産物のイメージアップによる販路拡大を図るため、平成元年度から「かごしまブランド確立運動」を展開しています。

## 課題

販売環境等に対応したブランド戦略を構築し、かごしまブランドに対する消費者の認知度や信頼度を高める必要があります。



<かごしまの推しですパンフレット>



<かごしまの食ウェブサイト>

## 施策の目標

農業経営が安定し、かつ希望ある営農活動が持続的に可能となるよう、生産者、関係機関・団体が一体となって「かごしまブランド」確立運動を推進し、認知度向上に努めます。

## 具体的な取組内容

### ○かごしまブランド団体の育成

- ・K-GAP認定の取得など団体認定に向けた助言等
- ・かごしまブランド団体への申請・認定の支援
- ・県広報媒体等を活用した制度概要の周知徹底
- ・各種研修会等あらゆる機会を活用した制度概要の情報提供

### ○県産農畜産物の効果的なPR

- ・県内外の量販店等でのフェア開催
- ・調理師専門学校等と連携した認知度向上への取組
- ・「かごしまの食ウェブサイト」を活用した産地・イベント情報等の発信
- ・大消費地における高級果物店等と連携したフェア開催

## 参考となる指標

指標	現状 (令和6年度末)	目標 (令和12年度末)	備考欄
意識して県産農林水産物を購入する人の割合（再掲）	79.2%	90%以上	

基本 施 策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信
取 組 内 容	③「かごしま畜産の日」の活動を通じた生産者と消費者の相互交流、理解促進
関 係 部 署	畜産振興課

### 現 状

県民の畜産及び畜産物についての理解を深め、消費者と生産者がふれあい、共生する畜産を確立するため、毎月29日の「かごしま畜産の日」を中心に畜産物の安心・安全に関する取組の情報発信に取り組んでいます。

### 課 題

本県の基幹産業である畜産業の一層の発展を図るためにには、地域と調和のとれた環境保全型畜産を確立するとともに、地域住民の畜産に対する理解を深め、「安心・安全」な畜産物の供給と消費の拡大を図ることが必要であり、今後とも消費者との相互交流・理解促進を積極的に行う必要があります。



＜出前授業＞

### 施 策 の 目 標

「かごしま畜産の日」の活動を通じた生産者と消費者の相互交流・理解促進に努めます。

### 具 体 的 な 取 組 内 容

- かごしまの畜産体験学習会の開催
- 小学校等での畜産に関する出前授業の開催
- 県産畜産物の安心・安全のPRと消費拡大キャンペーン等の開催

### 参 考 と な る 指 標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備考欄
意識して県農林水産物を購入する人の割合（再掲）	79.2%	90%以上	

基本 施 策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信
取 組 内 容	⑩ 「かごしまのさかな」ブランド認定魚の認知度向上
関 係 部 署	水産振興課

### 現 状

「かごしまのさかな」ブランド認定魚（養殖魚）については、トレーサビリティシステムの導入のほか、それぞれ特色のある取組として無投薬や衛生管理等の取組が行われています。県では、これまで本県水産物の販売力強化と消費拡大を図るために、生産者等による県内外での販売活動の促進及び魚食普及や水産物のPRに取り組み、認知度向上に努めています。

### 課 題

トレーサビリティシステムの導入や衛生管理等の取組において、安心・安全な養殖魚を生産・供給していることについて、さらなる認知度の向上を図る必要があります。

### 施策の目標

ブランド化の進んでいる養殖ブリ・カンパチについては、トレーサビリティシステムの導入のほか食の安心・安全につながる特色のある取組が行われており、「かごしまのさかな」ブランド認定魚のさらなる認知度向上を図ります。

### 具体的な取組内容

#### ○認知度向上の取組

- ・トレーサビリティシステム、K-GAP認証取得、衛生管理等特色ある取組などの周知
- ・これらを絡めた戦略的販路拡大等を通じたPR

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備考欄
意識して県産農林水産物を購入する人の割合（再掲）	79.2%	90%以上	

基本 施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信
取組内容	④ 安心・安全な特用林産物の認知度向上
関係部署	森林経営課

### 現 状

情報メディアの多様化及び情報発信の簡便化のため、食の安心・安全に関する様々な情報が消費者の生活環境の中にはあふれています。消費者にとっては、それらの情報の中から正しいものを見極めていく能力が必要となってきます。

### 課 題

特用林産物に対する消費者の安心と信頼の確保を図るため、安心・安全な特用林産物の供給に努めるとともに、生産者の取組みを的確に伝えるなど、消費者に顔の見える生産を推進する必要があります。

### 施策の目標

本県の特用林産物について、安心・安全であることを竹製品まつり、原木しいたけフェア等のイベント等を通じて、引き続き普及啓発を図ります。

### 具体的な取組内容

- 安心・安全な特用林産物に関する情報提供
  - ・食の安心・安全情報メールを活用した情報発信
  - ・生産者や食品関連業者への食品等に関する情報の伝達



<竹製品まつり開催状況>



<原木しいたけフェア>

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備考欄
意識して県産農林水産物を購入する人の割合（再掲）	79.2%	90%以上	

基本 施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信
取組内容	④ 食品関連事業者の食の安心・安全に対する取組の情報発信
関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室

### 現状

食品は、一般的に生産段階から製造・加工、流通・販売段階を経て消費者に届き、それぞれの段階において食の安心・安全に向けた取組が行われています。

これまで、「かごしまの農林水産物認証制度」の取組や本県で生産された農林水産物の認知度向上など、主に生産者の安心・安全に対する取組について、消費者に情報発信を行っています。

### 課題

消費者の食に対する信頼を確保するためには、生産者の安心・安全に関する取組のみならず、製造・加工、流通・販売段階における食品関連事業者の安心・安全に対する取組も消費者に情報発信する必要があります。

### 施策の目標

食品が農場から食卓に届くまでの一連の安心・安全の取組を情報発信することにより、消費者の「食」に対する信頼の確保に努めます。

### 具体的な取組内容

- 食品関連事業者の食の安心・安全な取組の情報発信
  - ・食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信

### 参考となる指標

指標	現状 (令和6年度末)	目標 (令和12年度末)	備考欄
意識して県産農林水産物を購入する人の割合（再掲）	79.2%	90%以上	

基本 施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成
取組内容	④ 地域における食の安心・安全の確保に係る正しい理解の浸透に寄与する人材の育成
関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室

### 現状

地域や職場等における食の安心・安全に関する理解を促進するため、食の安心・安全に関する正しい情報の伝達に取り組む団体・企業・個人等を「食の安心・安全推進パートナー」（以下、「パートナー」といいます。）として登録し、地域等における食の安心・安全の確保に係る正しい理解の浸透に寄与する人材の育成を推進しています。

### 課題

県が提供する食の安心・安全に関する情報を団体や企業等の所属内で共有したり、家族や地域（町内会等）等に伝達できるパートナーの確保と人材の育成を図る必要があります。

### 施策の目標

パートナーに対して、定期的に食の安心・安全に関する情報を提供するとともに、パートナーの登録拡大を図ります。

#### 〈情報の内容〉

- ・食品安全に係る基礎的な情報
- ・食品衛生情報
- ・食品表示情報
- ・食の安心・安全に関するイベント情報
- ・生産者の取組（かごしまの農林水産物認証制度、環境と調和した農業、有機農業等）や食品関連事業者の食の安心・安全に関する取組状況 など

※応募方法：県ホームページで「食の安心・安全推進パートナー」を検索してください。



パートナー登録用  
QRコード

### 具体的な取組内容

- パートナーの登録拡大及び活動促進
- パートナーに対する定期的な情報の提供

### 参考となる指標

指標	現状 (令和6年度末)	目標 (令和12年度末)	備考欄
食の安心・安全の確保に関する理解度	—	90%	

基本 施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成
取組内容	④ 農業者や食品関連事業者など食の安心・安全の確保を図る人材の育成
関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室

### 現状

食卓に食品が届くまでには、農産物等の生産現場における「農薬取締法」や製造・加工、流通・販売段階における「食品衛生法」、「食品表示法」など、食の安心・安全を確保するために遵守すべき法令等があります。

### 課題

食の安心・安全の確保のためには、生産現場における農薬の適正使用や、製造・加工、流通・販売段階における衛生管理手法、適正な食品表示方法など、それぞれの各段階において、食の安心・安全に関する知識や技術の習得が必要であり、そこに携わる技術者の資質向上を図る必要があります。

### 施策の目標

農林漁業者や食品加工事業者等を対象に農薬の適正使用や適切な食品衛生の管理、食品表示の方法など、食の安心・安全等に関係する総合的な研修会を開催し、食の安心・安全の確保を図るための人材の育成を図ります。



<セミナー風景>

### 参考となる指標

指標	現状 (令和6年度末)	目標 (令和12年度末)	備考欄
食の安心・安全の確保に関する理解度（再掲）	-	90%	

基本 施 策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(3) 健康への被害（まん延）防止対策
取 組 内 容	④ 自主回収報告制度を活用した健康被害防止対策
関 係 部 署	生活衛生課

### 現 状

県では、食の安心・安全推進条例に基づき、県内に流通する食品について、食品衛生法等に違反またはその疑いがあり、自主回収する場合に、県への報告を義務づける「食品の自主回収の報告制度」を設けています。

また、「食品衛生法」及び「食品表示法」の改正により、令和3年6月1日から食品等の自主回収情報の都道府県への届出が義務化されました。

これにより、法違反または違反するおそれがある食品等の自主回収情報については、県や国のホームページにおいて公表されます。

		令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
内 訳	自主回収報告受理件数	15件	15件	13件
	期限表示の誤り・貼り忘れ	6件	2件	5件
	アレルギー物質の表示漏れ	3件	1件	0件
	異物混入	4件	5件	1件
	その他	2件	7件	7件

### 課 題

報告制度の周知を図るとともに、県や国において公表された自主回収情報については、速やかに公表し、県民の健康被害と拡大の未然防止を図る必要があります。

### 施策の目標

自主回収報告を受理した場合、報告内容を迅速に把握・指示し、必要があると認めるときは、営業者に対して報告徴収等を行い、また、自主回収情報は迅速に公表し、県民への健康被害防止と拡大の未然防止に努めます。

### 具体的な取組内容

- 自主回収報告制度の周知
- 自主回収報告受理に対する迅速な対応

基本 施 策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(3) 健康への被害（まん延）防止対策
取 組 内 容	④ 感染症対策など、健康被害防止情報をはじめとする各種情報の収集及び整理と正確かつ適切な情報の提供
関 係 部 署	生活衛生課、感染症対策課、健康増進課

### 現 状

「消費者安全法」に基づき通知される、消費者事故等に関する重大事故等の情報については、被害の拡大又は同種・類似の事故等の発生の防止を図るため、消費者庁から定期的に公表されています。

県においても、食品による健康被害やそのおそれがある場合には、県ホームページや場合によっては記者発表を行い、情報を提供しています。

また、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増えていることから、生活習慣病を予防するため食生活等の生活習慣改善の普及啓発を推進しています。

### 課 題

被害の拡大又は同種・類似の事故等の発生の防止を図るため、引き続き、重大事故等の情報について、消費者に対して情報提供を行う必要があります。

また、本県は脳卒中死亡率が全国平均と比較して高く、食生活において目標値より食塩摂取量は多く、野菜の摂取量は少ない状況となっており、改善する必要があります。

### 主な食中毒の種類

細菌性食中毒	…サルモネラ属菌、カンピロバクター 黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、 腸管出血性大腸菌、ウェルシュ菌 等
ウイルス性食中毒	…ノロウイルス 等
自然毒食中毒	…動物性、植物性
化学性食中毒	…化学物質の不適正混入、誤飲、 アレルギー様食中毒
寄生虫	…アニサキス、クドア等

### 施策の目標

消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、引き続き、収集した感染防止対策や食品による健康被害及び重大事故等の情報について周知を行います。

また、併せて、県民の健康増進を目的とし、県の健康増進計画「健康かごしま21」に基づき、食生活等の生活習慣改善の普及啓発に努めます。

### 具体的な取組内容

- 感染防止対策の情報周知
- 食品による健康被害や消費者事故、重大事故等の情報周知
- 生活習慣病を予防する食生活等の生活習慣改善の普及啓発

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備考欄
食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信回数（再掲）	25回*	24回	*臨時号を含む

基本 施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(4) リスクコミュニケーションの推進
取組内容	④⑥ <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知</li> <li>・生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者間における情報の共有と意見交換の場の提供</li> </ul>
関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室、生活衛生課

## 現状

食の安心・安全の確保を図るために、食品の生産から消費に至る各段階の関係者の間で、食品の安全に関する情報の共有や相互の意思疎通を図ることが必要です。

県では、食の安心・安全の確保に関するセミナーや食品衛生月間（夏期）に事業者、消費者、行政の合同での「一日食品衛生監視」を開催するなど、リスクコミュニケーションの推進を図っています。

また、国は食料・農業・農村基本計画（令和7年4月）において、食料自給率の目標設定および食料自給力の指標を提示するとともに、食品安全・消費者の信頼確保を図っています。

## 課題

引き続き、生産者、食品関連事業者、消費者間で、食の安心・安全性に関する情報の共有と意見交換の場の提供が必要です。

また、食料安全の基礎である日本の食糧自給率などの食料事情等についても、同様に情報を共有する必要があります。



食の安心・安全セミナー

## 施策の目標

「食の安心・安全の確保に関するセミナー」や「一日食品衛生監視」等を行い、食の安心・安全の確保や日本の食料事情等に関する基礎的な知識・情報を県民へ広く周知し、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者の間の信頼関係の構築に努めます。



食品衛生月間PR活動

## 参考となる指標

指標	現状 (令和6年度末)	目標 (令和12年度末)	備考欄
食の安心・安全の確保に関する理解度（再掲）	—	90%	

基本 施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(4) リスクコミュニケーションの推進
取組内容	④ 正確な情報の伝達や情報の共有及び意見交換を自主的に行う取組の推進
関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室

### 現 状

食の安心・安全の確保に関する理解促進のためには、食の安心・安全の確保に係る正確な情報の共有や意見交換など、消費者や食品関連事業者といった食に関わる関係者自らが自主的に取り組むことが重要です。

県は、地域・団体における食の安心・安全に関する情報の共有や研修会など、自主的な意見交換を行うリスクコミュニケーションに対する支援を行っています。

### 課 題

地域・団体における自主的な意見交換の取組をさらに推進し、食の安心・安全に対する情報の共有を図る必要があります。



現地での研修会  
(リスクコミュニケーション)

### 具体的な取組内容

○地域・団体における研修会など自主的なリスクコミュニケーションに対する支援

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和 6 年度末)	目 標 (令和 12 年度末)	備考欄
食の安心・安全の確保に関する理解度（再掲）	—	90 %	

基本 施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(5) 健康増進に関する施策との連携
取組内容	④ 健康かごしま21の推進 ・適切な食生活習慣の普及・定着 ・産業界との連携による食環境の整備
関係部署	健康増進課

### 現状

疾病全体に占める生活習慣病の割合が増え、それによる寝たきりなどの要介護状態になる人が増加しています。

県では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活の質（QOL）の向上のために、生活習慣病を予防する食生活等の生活習慣改善の普及啓発を推進しています。

### 課題

「健康かごしま21（平成25年度～令和5年度）」の最終評価の結果から、食生活においては、食塩の過剰摂取や野菜不足などの課題が見られます。

また、個人の健康は社会環境の影響を受けることから健康な食環境を整えることが必要となっています。

### 施策の目標

生活習慣病発症・重症化予防のための適切な食生活習慣の普及・啓発を図ります。

また、産業界との連携により、健康に配慮したメニュー やサービスを提供する飲食店の拡大と県民にその利用促進を図ります。

### 具体的な取組内容

#### ○健康かごしま21の推進

- ・適切な食生活習慣の普及・定着化
  - ：食塩摂取量の減少と野菜摂取量の増加
- ・産業界との連携による食環境の整備
  - ：健康に配慮したメニュー等を提供する飲食店等の増加拡大

### 参考となる指標

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和12年度末)	備考欄
1日当たりの野菜の平均摂取量	271.4 g	350 g以上	健康かごしま21

基本 施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(6) 食育に関する施策との連携
取組内容	④9 「家庭」, 「学校, 保育所等」, 「地域」における食育の推進
関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室

### 現 状

本県では、「地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の実現」を目指して、「かごしまの“食”交流推進計画」を策定し、関係機関・団体と一緒にした食育・地産地消の取組を推進しています。

### 課 題

県民が、本県の新鮮で安心・安全な食材を活用した健全な食生活を実現するためには、生涯にわたりそれぞれの世代に応じた食育や、地産地消の取組の拡大により、食や農業への理解を醸成し、行動変容を促す必要があります。

### 施策の目標

かごしまの“食”交流推進計画（第5次）（令和8年度～令和12年度）に基づき、地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の実現を目指します。

### 具体的な取組内容

- 家庭における「食育」の推進
- 学校、保育所等における「食育」の推進
- 地域における「食育」の推進
- 生産者と消費者との交流の促進による地産地消の推進
- 食品の安心・安全及び環境に配慮した取組の推進



＜食と農の指導者研修＞

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和6 年度)	目 標 (令和12 年度末)	備考欄
意識して県産農林水産物を購入する人の割合（再掲）	79.2%	90%以上	



## II 施策の内容

### 5 食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備

基本 施 策	5 食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備
施策の方向	(1) 「鹿児島県食の安心・安全推進委員会（企画推進部会）」の運営
取 組 内 容	⑤〇 基本計画等の進捗状況の評価
関 係 部 署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室

### 現 状

食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、食の安心・安全の確保に関する課題等に適正に対処するため、鹿児島県食の安心・安全推進条例に基づき、平成23年1月に「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」を設置しました。

当委員会（企画推進部会）において、毎年、「鹿児島県食の安心・安全推進基本計画」の実績や計画について、評価・点検を行い、食の安心・安全の推進を図っています。

#### ＜委員会の主な役割＞

- 食の安心・安全の確保に関する基本計画の策定にあたって意見を述べること。
- 知事の諮問に応じ、食の安心・安全の確保に関する施策、課題その他の重要な事項に関し、調査審議すること。
- リスクコミュニケーションの推進役



県食の安心・安全推進委員会

### 課 題

今後とも、食の安心・安全の確保に関する課題等に対処するため、学識経験者や生産段階から消費段階までの各分野の方々の専門的かつ客観的な視点に立った意見や提言をいただく必要があります。

### 施策の目標

「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」の円滑な運営に努め、食の安心・安全の確保の推進を図ります。

### 具体的な取組内容

- 食の安心・安全の確保に関する施策の検証
  - ・推進委員会（企画推進部会）の開催

基本 施 策	5 食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備
施策の方向	(2) 危機管理体制の整備
取 組 内 容	⑤① •食に関する危機発生事案ごとのマニュアル等に基づく対応 •平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処
関 係 部 署	生活衛生課、健康増進課、薬務課、経営技術課、消費者行政推進室、かごしまの食輸出・ブランド戦略室

### 現 状

食の安心・安全の確保に向けた危機管理は、それぞれの事案ごとの対応マニュアル等に基づき対応しています。

また、「消費者安全法」に基づき通知される、消費者事故等に関する重大事故等の情報については、被害の拡大又は同種・類似の事故等の発生の防止を図るために、消費者庁から定期的に公表されています。

また、「食品衛生法」の改正により、複数の自治体が関連する広域的な食中毒が発生した場合に、適切に調査、情報共有等を行うことができるよう広域連携協議会が設置されました。  
<食の安全に関する事案ごとの対応マニュアル等>

食中毒等	鹿児島県食中毒対策要綱 腸管出血性大腸菌感染症集団発生対策マニュアル
	毒劇物事故等対応マニュアル
農薬事故	鹿児島県農産物のポジティブリスト制度に係る対応指針
食品表示	食品表示適正化指導対応マニュアル

### 課 題

これまで想定されなかった食の安全に関する事案の発生や拡大の未然防止と迅速かつ適切な対処を図るために、平時から食の安心・安全の確保にあたる各関係機関・団体において、情報の共有と連携の強化を図る必要があります。

### 施 策 の 目 標

国、他の都道府県、市町村その他の関係機関も含め、平時からの情報の共有や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処を図ります。

また、発生事案の拡大防止や風評による混乱を避けるため、県ホームページや報道機関等を通じて、県民への正確かつ適切な情報提供に努めます。

### 具 体 的 な 取 組 内 容

○国、他の都道府県、市町村その他の関係機関等との情報の共有化及び連携の強化

- 事案発生の未然防止
- 事案発生時の対応マニュアル等に基づく迅速かつ適切な対処

○広域連携協議会での連携・協力（広域的な食中毒の発生時）

○県民への正確かつ適切な情報提供

基本 施 策	5 食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備
施策の方向	(3) 国、他の都道府県、市町村その他の関係機関・団体との連携
取 組 内 容	⑤2 • 内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省など国との連携や他都道府県との連携 • 県内市町村等との連携
関 係 部 署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室、生活衛生課

### 現 状

内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省などの国の機関との連携や、九州・山口地域食の安全安心連携会議等を通じて、各県との情報交換を行い、食の安心・安全の確保に向けた連携を図っています。

### 課 題

食の安心・安全に関する施策を効果的に実施するため、今後も、国の機関や他の都道府県、県内市町村と連携する必要があります。

### 施策の目標

食の安心・安全の確保に関する施策を効果的に実施するため、今後も、国の機関や各県等との連携を図ります。

また、中核市として保健所を設置している鹿児島市と連携・協力して食の安心・安全を推進するとともに、その他の県内各市町村とも情報の提供などの連携に努めます。

### 具体的な取組内容

- 国の機関との連携
- 九州・山口地域食の安全安心連携会議等を通じた情報交換

## **第3章 参考資料**

**【別紙1】 施策の基本体系及び参考となる指標**

**【別紙2】 食の安心・安全に関する用語集**

**【別紙3】 鹿児島県食の安心・安全推進条例  
鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則**

## 【別紙1】

### 施策の基本体系及び参考となる指標

基本施策	施策の方向	取組内容	参考となる指標	現状（R6）	目標（R12）		
1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策	ア 自主的な生産工程管理の取組の促進	①かごしまの農林水産物認証制度の充実・普及 ②国際認証GAP等への取組支援	○かごしまの農林水産物認証制度（新基準）の認証件数 ○JGAP等認証取得件数	— 119件	180件 230件	
		イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実	③農薬の適正使用の推進 ④農薬の販売・管理・使用に関する監視指導 ⑤肥料の生産や販売に関する監視指導 ⑥動物用医薬品の管理、販売等に関する監視指導 ⑦飼料の安全性確保に関する普及、監視指導 ⑧水産用医薬品の適正使用の推進	○農薬販売店における農薬指導土設置割合 ○農薬販売店及び肥料の生産・販売業者等への立入検査における違反件数割合 ○農薬販売店及び肥料の生産・販売業者等への立入検査における違反件数割合（再掲） ○動物用医薬品使用実態調査の実施件数 ○医薬品調査の実施件数（動物用医薬品販売業者等の許可数に対する割合） ○飼料の製造・販売及び使用等に関する不適正件数 ○水産用医薬品適正使用に関する理解度	48.2% 23.4% 23.4% 51件 116件 0件 —	80.0% 10.6% 10.6% 80件 一件 (実施率31%) (実施率50%) 0件 90%以上	
		ウ 環境保全への配慮	⑨総合防除（IPM）及び有機農業の技術をはじめとした環境と調和した農業の普及推進 ⑩家畜排せつ物の適正処理と堆肥の利用促進 ⑪自然環境や生産環境の保全に配慮した特用林産物の栽培方法及び肥料の適正な使用方法などの情報提供 ⑫県内養殖場の水質や底質の調査及び魚類養殖協議会や研修会を通じた漁場改善計画等の養殖指導	○化学農薬の使用量 ○県畜産有機物有用利用推進調査による家畜排せつ物の利用状況（適正処理仕向率） ○たけのこ・原木しいたけ生産者養成講座の内容の理解度 ○適正環境の漁場の割合	(R5年度) 46kg/ha 94.2%	31kg/ha 98.0% 80%以上 100%	
		(2) 製造・加工、流通・販売段階における監視指導の充実	県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査	⑬施設への立入検査（監視指導） ⑭食品等の検査 ⑮学校・社会保健福祉施設等集団給食施設の監視指導 ⑯いわゆる健康食品による健康被害防止のための買上検査 ⑰水産物卸売市場における有毒魚介類等の流通監視	○監視施設数に対する食品衛生法違反等施設の割合 ○計画に基づき実施した食品の規格基準への適合率 ○監視施設数に対する食品衛生法違反等施設の割合（再掲）	— 99.5% — — —	0% 100% 0%
		(3) 消費段階における安全性の確保	⑯食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知	○各種広報媒体を活用した情報発信回数	4回	4回	
		(4) HACCPに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進	⑯食品関連事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入及び運用支援 ⑰畜産関連施設への衛生管理ガイドライン等の徹底及びHACCP方式を活用した管理の普及 ⑱衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組促進 ⑲HACCP等高度な衛生管理手法に対応できる人材の育成	○HACCPに沿った衛生管理に対する取組状況 ○飼養衛生管理基準立入検査の実施状況 ○OHACCP認証農場数	— 5,343戸 15農場	100% (実施率74%) (実施率100%) 18農場	
		(5) トレーサビリティの推進	⑳米トレーサビリティ制度の適正運用 ㉑茶れきくんの導入促進	○食品表示実態調査における適正率（米穀等） ○茶れきくんの県内茶工場導入率	76.4% 75.9%	100% 80.0%	

基本施策	施策の方向	取組内容	参考となる指標	現状（R6）	目標（R12）
1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上	(6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進	⑯化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病害虫防除技術や施肥管理技術の開発等	○化学農薬の使用量（再掲）	(R5年度) 46kg/ha	31kg/ha
		⑰水産用医薬品の使用低減のための養殖技術の開発	○医薬品使用低減に向けた取組数	2件/年	3件/年
		⑱食品等に起因する様々な問題についての解決法や再発防止策を得るために調査・研究	○調査・研究事例数	5題/年	4題/年

基本施策	施策の方向	取組内容	参考となる指標	現状（R6）	目標（R12）
2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供	(1) 食品表示の適正化の推進	⑯食品表示関係法令の周知	○食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信回数	25回	24回
		⑰食品表示に関する相談対応			
	(2) 食品表示に関する監視・指導	⑱食品表示実態調査等の実施	○食品表示法(品質事項)に基づく食品表示の適正表示率	91.2%	100%
	(3) 消費者の理解促進	⑲消費者の食品表示に関する理解促進	○商品量目調査会及び計量教室の実施	5自治体	5自治体

基本施策	施策の方向	取組内容	参考となる指標	現状（R6）	目標（R12）
3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給	(1) 各種疾病・病害虫等の発生防止対策の推進	⑳農作物栽培における気候変動等にも対応した病害虫の適期防除の推進	○トビイロウンカの被害面積	0ha	0ha
		㉑家畜の各種疾病的発生動向の把握、防疫指導、検査等の実施	○高病原性鳥インフルエンザ等に関するモニタリング検査の実施状況 ○野生イノシシの豚熱等に関するモニタリング検査の実施状況 ○特定家畜伝染病の発生件数	1,440羽 458頭 3件	1,440羽 300頭 0件
		㉒各種疾病に対する防疫指導及び気候変動等に伴う新たな疾患の実態調査	○養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数(割合)	72.9%	75%以上
	(2) 危機管理体制の整備	㉓・各種疾病等に関する危機発生事案毎のマニュアルに基づく対応 ・平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処	○防疫演習及び防疫対策会議の実施件数	22件	20件

基本施策	施策の方向	取組内容	参考となる指標	現状（R6）	目標（R12）
4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信	㉔かごしまの農林水産物認証制度の認知度向上	○意識して県産農林水産物を購入する人の割合	79.2%	90%以上
		㉕かごしまブランド產品をはじめとした県産農畜産物の認知度向上に向けた取組	○意識して県産農林水産物を購入する人の割合(再掲)	79.2%	90%以上
		㉖「かごしま畜産の日」の活動を通じた生産者と消費者の相互交流、理解促進	○意識して県産農林水産物を購入する人の割合(再掲)	79.2%	90%以上
		㉗「かごしまのさかな」ブランド認定魚の認知度向上	○意識して県産農林水産物を購入する人の割合(再掲)	79.2%	90%以上
		㉘安心・安全な特用林産物の認知度向上	○意識して県産農林水産物を購入する人の割合(再掲)	79.2%	90%以上
	(2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成	㉙食品関連事業者の食の安心・安全に対する取組の情報発信	○意識して県産農林水産物を購入する人の割合(再掲)	79.2%	90%以上
		㉚地域における食の安心・安全の確保に係る正しい理解の浸透に寄与する人材の育成	○食の安心・安全の確保に関する理解度	—	90%以上

基本施策	施策の方向	取組内容	参考となる指標	現状（R6）	目標（R12）	
4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保	2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成	⑬農業者や食品関連事業者など食の安心・安全の確保を図る人材の育成	○食の安心・安全の確保に関する理解度（再掲）	—	90%以上	
	(3) 健康への被害（まん延）防止対策	⑭自主回収報告制度を活用した健康被害防止対策				
		⑮感染症対策など、健康被害防止情報をはじめとする各種情報の収集及び整理と正確かつ適切な情報の提供	○食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信件数（再掲）	25回	24回	
	(4) リスクコミュニケーションの推進	⑯・食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知 ・生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者間における情報の共有と意見交換の場の提供	○食の安心・安全の確保に関する理解度（再掲）	—	90%以上	
		⑰正確な情報の伝達や情報の共有及び意見交換を自主的に行う取組の推進	○食の安心・安全の確保に関する理解度（再掲）	—	90%以上	
	(5) 健康増進に関する施策との連携	⑱健康かごしま21の推進 ・適切な食生活習慣の普及・定着 ・産業界との連携による食環境の整備	○1日当たり野菜の平均摂取量	271.4g	350g以上	
	(6) 食育に関する施策との連携	⑲「家庭」、「学校・保育所等」、「地域」における食育の推進	○意識して県産農林水産物を購入する人の割合（再掲）	79.2%	90%以上	

基本施策	施策の方向	取組内容	参考となる指標	現状（R6）	目標（R12）
5 食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備	(1) 「鹿児島県食の安心・安全推進委員会(企画推進部会)」の運営	⑩基本計画等の進捗状況の評価			
	(2) 危機管理体制の整備	⑪・食に関する危機発生事案ごとのマニュアル等に基づく対応 ・平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処			
	(3) 国、他の都道府県、市町村その他の関係機関・団体との連携	⑫・内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省など国との連携や他都道府県との連携 ・県内市町村等との連携			

## 【別紙2】

## 食の安心・安全に関する用語集

用語	解説
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (旧:薬事法)	医薬品、医薬部外品、化粧品や医療機器の品質、有効性や安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医薬品や医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。 動物に用いられる医薬品等については、品質、動物に対する有効性や安全性を確保するため、品目毎に承認や再審査等を行うとともに、製造や販売の許可等の規制を行っている。さらに、食用動物用の医薬品については、畜水産物への残留を防止するため、動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準を定めている。
牛海綿状脳症 (BSE)	牛の病気の一つで、BSEに感染した牛では、異常プリオントンパク質と呼ばれる病原体が主に脳に蓄積することによって、神経細胞が壊死し、空胞変性を起こし、脳の組織がスponジ状になる。その結果、異常行動、運動失調等の中中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられている。牛から牛にBSEがまん延したのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉を牛の飼料として使っていたことが原因と考えられており、現在のところ、生体診断法や治療法はない。 我が国での最終発生は平成21年1月で、これまで36頭(令和3年2月時点)が確認された。
牛海綿状脳症対策特別措置法 (BSE特措法)	牛海綿状脳症の発生を予防するとともに、まん延を防止するための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、国民の健康の保護並びに肉用牛生産及び酪農、牛肉に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図ることを目的とし、平成14年に制定された。
家畜伝染病予防法	家畜の伝染性疾病の発生の予防やまん延の防止をすることにより、畜産の振興を図ることを目的とする。 家畜の伝染性疾病の発生の予防やまん延の防止をするための対応(検査、家畜伝染病の患畜等の届出、殺処分等)について規定するとともに、家畜や畜産物の国際流通に起因する家畜の伝染性疾病の伝播を防止するための輸出入検疫について規定している。
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	野積み・素堀りを解消し家畜排せつ物の管理(処理や保管)の適正化を図りつつ、家畜排せつ物の利用促進を図ることにより健全な畜産業の発展に資する目的で、平成11年に制定された。
景品表示法	景品表示法は、正式には、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)という。消費者なら、誰もがより良い商品やサービスを求めるが、実際より良く見せかける表示が行われたり、過大な景品付き販売が行われると、それらにつられて消費者が実際には質の良くない商品やサービスを買ってしまい不利益を被るおそれがある。 景品表示法は、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することにより、消費者のみなさんがより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守っている。
計量法	昭和26年法律第207号。計量の基準を定め適正な計量の実施を確保し、経済の発展および文化の向上に寄与することを目的とする法律。総則、計量器に関する事業、計量の安全確保、検定、型式の承認、比較検査および基準器検査、計量証明の事業、取締り、計量士、事業場などの指定、再検査および不服申立て、計量行政審議会、雑則、罰則などからなる。
健康増進法	急速な高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大していることから、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善を始めとする国民の健康の増進を図るために措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。 食品関係の内容としては、乳児用、幼児用、妊婦用、病者用等、特別の用途に適する旨を表示する特別用途表示(特定保健用食品を含む)に係る許可、健康保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の禁止等について規定している。

用語	解説
口蹄疫	<p>口蹄疫ウイルスが原因で、偶蹄類の家畜（牛、豚、山羊、綿羊、水牛など）や野生動物（ラクダやシカなど）がかかる病気。口蹄疫に感染すると、発熱したり、口の中や蹄の付け根などに水ぶくれができたりするなどの症状がみられる。</p> <p>口蹄疫にかかると、子牛や子豚では死亡することもあるが、成長した家畜では死亡率が数%程度といわれている。しかし、偶蹄類動物に対するウイルスの伝播力が非常に強いので、他の偶蹄類動物へうつさないようにするための措置が必要である。</p>
高病原性鳥インフルエンザ	<p>鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスによる鳥類の感染症であり、抗原型からH1～16、N1～9の亜種に分類される。家畜伝染病予防法では、そのうち、急性の経過をたどり、罹病率、致死率ともに高いものを高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）とし、HPAIには該当しないがH5若しくはH7亜型のウイルスの感染によるものは、高病原性に変異する可能性が高く、低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）として、強制的な防疫措置の対象となる。</p>
食品衛生法	<p>食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。</p> <p>食品、添加物、器具や容器包装の規格基準、表示及び広告等、営業施設の基準、またその検査等について規定している。</p>
食品表示法	<p>販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法、健康増進法及びJAS法による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>食品表示基準の策定、不適正な表示を行った食品関連事業者に対する指示・命令、適正な表示の確保のための立入検査等について規定している。</p>
植物防疫法	<p>輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びその蔓延（まんえん）を防止し、農業生産の安全及び助長を図ることを目的とした法律。昭和25年制定。</p>
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	<p>飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>飼料又は飼料添加物についての製造、保存、使用、表示等の基準・規格の制定や基準・規格に適合しない飼料の製造等の禁止等を規定している。</p>
水産エコラベル	<p>生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを添付する認証スキームのことです。</p>
世界食品安全イニシアティブ（GFSI）	<p>世界的に展開する食品企業が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化のため、協働して食品安全管理の承認等を行う民間団体です。</p>
総合的病害虫・雑草管理（IPM）	<p>総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management）の略称で、利用可能なすべての防除技術（耕種的防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除）の経済性を考慮しつつ、総合的に講じることで、病害虫・雑草の発生を抑える技術。IPMを通じて、人に対する健康リスクと環境への負荷を軽減するとともに、生態系が有する本来の病害虫・雑草への抑制機能を引き出すことが可能となる。</p>
農業生産工程管理（GAP）	<p>農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。</p> <p>これを我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。</p>

用語	解説
農薬取締法	<p>農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。</p> <p>農薬の登録、製造・輸入・販売・使用の規制、立入検査、回収命令、罰則等について規定している。</p>
HACCP (ハサップ)	<p>食品の衛生管理システムの一つ。「危害要因分析重要管理点」ともいう。</p> <p>1960年代にアメリカで宇宙食の安全性を高度に保証するために考案された製造工程管理のシステムで、頭文字が略語としてHACCPと呼ばれている。</p> <p>HACCPは、原材料の受入れから最終製品までの食品の製造・加工の各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の危害要因をあらかじめ分析（HA：Hazard Analysis：危害要因分析）してリストアップし、危害の防止につながる特に重要な工程（CCP：Critical Control Point：重要管理点）を継続的に監視・記録するシステム。問題のある製品の生産や出荷を未然に防止し、最終製品の安全性の向上を図ることが可能となる。</p> <p>HACCPシステムによる衛生管理を実施するためには、前提として「衛生標準作業手順」（SSOP：Sanitation Standard Operating Procedures）の策定と実施等、一般的衛生管理が適切に実施される必要がある。</p>
肥料の品質の確保等に関する法律 (旧：肥料取締法)	<p>肥料の生産等に関する規制を行うことにより、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。</p> <p>肥料の登録、施用の規制、立入検査、回収命令及び罰則等について規定している。</p>
豚熱（CSF）	豚熱ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性感染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴で、治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の家畜伝染病に指定されている。
豚流行性下痢 (PED)	豚とイノシシがかかる病気であり、水様性下痢が主な症状で、ヒトには感染しない。また、体力のない10日齢以下の乳豚では高率に死亡する場合があるが、成長した豚は、発症しても回復し、また、感染しても発症しない場合もある。
米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律	<p>米・米加工品に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とともに、米・米加工品の产地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。</p> <p>通称「米トレーサビリティ法」と呼ばれ、米・米加工品事業者に対し、取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達の義務付けについて規定している。</p>
リスクコミュニケーション	リスク分析（リスクアナリシス）の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売等の関係者（ステークホルダー）がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができる。

出典) : 食品安全委員会 食品の安全性に関する用語集(第6版), 農林水産省及び厚生労働省HP

## ○鹿児島県食の安心・安全推進条例

平成22年12月24日

条例第54号

改正 平成26年10月10日条例第55号

改正 平成27年7月3日条例第44号

改正 令和3年3月26日条例第22号

鹿児島県食の安心・安全推進条例をここに公布する。

### 鹿児島県食の安心・安全推進条例

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 食の安心・安全の確保に関する基本的施策（第9条—第19条）

第3章 食品の自主回収の報告（第20条・第21条）

第4章 鹿児島県食の安心・安全推進委員会（第22条・第23条）

第5章 雜則（第24条）

##### 附則

食は、人の生命と健康を支える源であり、人が生きていく上で欠くことのできない基本となるものである。

近年、私たちは、食品の製造技術及び加工技術の飛躍的な進歩や流通手段の発達に伴い、国内外からもたらされる様々な食品を利用することにより、多様で豊かな食生活を享受できるようになった。

一方、これまで知られていなかった病原体による事案の発生をはじめ、輸入食品への薬物の混入や食用として不適とされた米の不正規な流通、さらには、食品表示の偽装など、食の安心・安全にかかわる事案の相次ぐ発生を背景に消費者の食に対する関心がますます高まっており、食の安心・安全の確保に向けた一層の取組が強く求められている。

特に本県は、良質で豊富な農林水産物をはじめとする全国に誇れる本物の素材に恵まれ、これらを活用した食品関連産業が盛んであり、生産者等と消費者がいわば隣り合わせの関係にあるという特色を持っていることから、県、生産者、食品関連事業者及び県民のすべてが、食の重要性を十分に自覚し、環境の保全にも配慮しながら、知恵を出し合い、

食の安心・安全の確保に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たすことは、極めて大きな意義を有するものである。

ここに、私たちは、食の安心・安全を確保するための決意を明らかにし、県民の健康を保護し、及び食品等に対する県民の信頼を確保するとともに、安全な食品等の生産及び供給に寄与するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、食の安心・安全の確保に関し、基本理念を定め、並びに県、生産者及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食の安心・安全の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康を保護し、及び食品等に対する県民の信頼を確保するとともに、安全な食品等の生産及び供給に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安心・安全の確保 食品等に対する県民の信頼及び食品等の安全性を確保することをいう。
- (2) 食品等 食品（全ての飲食物（食品の原料又は材料として使用される農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く。）をいう。第20条において同じ。）並びに添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (3) 生産者 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者のうち、農林水産物の生産（採取を含む。以下同じ。）の事業を営むもの及びこれらのもので構成される団体をいう。
- (4) 食品関連事業者 食品安全基本法第8条第1項に規定する食品関連事業者（生産者を除く。）をいう。

### (基本理念)

第3条 食の安心・安全の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安心・安全の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県、生産者、食品関連事業者及び県民が、それぞれの立場に応じた責務と役割を果たすことにより、行われなければならない。

3 食の安心・安全の確保は、県、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者が、情報の共有及び相互理解に基づき、一体となって連携し、及び協力することにより、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(生産者及び食品関連事業者の責務)

第5条 生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食の安心・安全の確保に必要な措置を主体的かつ適切に講ずる責務を有する。

2 生産者及び食品関連事業者は、県が推進する食の安心・安全の確保に関する施策に協力するものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、食の安心・安全の確保に関する知識及び理解を深めるとともに、食品等の消費に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすことのないよう、適切な行動に努めるものとする。

2 県民は、県が推進する食の安心・安全の確保に関する施策について意見を表明するよう努めることにより、食の安心・安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

3 県民は、県が推進する食の安心・安全の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第7条 県は、食の安心・安全の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう国、他の都道府県、市町村その他関係機関及び関係団体との連携に努めるものとする。

(環境保全への配慮)

第8条 県、生産者、食品関連事業者及び県民は、食の安心・安全の確保に関する取組を推進するに当たっては、当該取組と環境とのかかわりを認識し、農林水産物の持続的な生産が可能な環境の保全に配慮するものとする。

## 第2章 食の安心・安全の確保に関する基本的施策

### (基本計画の策定)

第9条 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安心・安全の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食の安心・安全の確保に関する施策の基本的な方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、鹿児島県食の安心・安全推進委員会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (施策の実施状況の公表)

第10条 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

### (危機管理体制の整備等)

第11条 県は、食の安心・安全の確保に重大な影響を及ぼす事態の発生を未然に防止し、又は当該事態が発生した場合に迅速かつ適切に対処するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (情報の提供)

第12条 県は、食の安心・安全の確保に関する情報の収集及び整理を行い、生産者、食品関連事業者及び県民に対し、正確かつ適切な情報の提供を行うものとする。

### (情報の共有及び相互理解の増進)

第13条 県は、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者間における食の安心・安全の確保に関する正確な情報の共有及び相互理解の増進による信頼関係の構築を促進するため、情報及び意見を交換する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (人材の育成)

第14条 県は、食の安心・安全の確保に関する正確な知識を有し、地域における食の安

心・安全の確保の推進を担う人材の育成に努めるものとする。

(食育に関する施策との連携)

第15条 県は、食の安心・安全の確保に関する施策の推進に当たっては、食育に関する施策との連携に努めるものとする。

(生産者及び食品関連事業者の取組等)

第16条 生産者は、農林水産物の安全性を確保するため、関係法令を遵守して農林水産物の生産を行うことはもとより、自主的な生産工程の管理に関し、各工程において管理すべき項目を定めて、これを適切に実施するよう努めるものとする。

2 食品関連事業者は、食品等の安全性を確保するため、関係法令を遵守してその事業活動を行うことはもとより、自主的な衛生管理の方法に関し、管理すべき項目を定めて、これを適切に実施するよう努めるものとする。

3 生産者及び食品関連事業者は、食品等に対する県民の信頼を確保するため、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報の積極的な提供に努めるものとする。

第17条 県は、食の安心・安全の確保に関する生産者及び食品関連事業者の取組を促進するため、情報の提供、技術的な助言、指導その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、前項の生産者及び食品関連事業者の取組のうち、県の施策の推進に資すると見込まれるものに関する情報を広く発信するよう努めるものとする。

(監視、指導等の充実)

第18条 県は、食の安心・安全の確保を図るため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視、指導及び検査の充実に努めるものとする。

(食品等の適正な表示の推進)

第19条 県は、食品等の表示が適正に行われるよう、生産者及び食品関連事業者に対する必要な助言を行うとともに、食品等の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第3章 食品の自主回収の報告

(自主回収の報告)

第20条 生産者（県内に事業所、事務所その他の事業の用に供する施設又は場所を有するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、その生産した食品の自主的な回収（法令に基づく命24令又は書面による回収の指導を受けて着手した回収を除く。以下「自主回収」という。）に着手した場合であって、当該食品が次の各号のいずれかに該当するときは、自主回収に着手した後速やかに、規則で定めるところにより、その旨

を知事に報告しなければならない。

(1) 食品衛生法第6条、第10条、第12条、第13条第2項若しくは第3項又は第20条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合

(2) 食品衛生法第9条第1項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合

2 生産者のうち、自ら生産した食品を、当該食品の生産をした施設又は場所において、他のものを経ることなく直接消費者に販売することを主として営むものについては、前項の規定は適用しない。

3 生産者が自主回収に着手した食品について、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は、適用しない。

(1) 不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかであるとき。

(2) 消費者が飲食の用に供しないことが明らかであるとき。

(3) 県外において生産した食品であって、県内に流通していないことが明らかであるとき。

4 第1項の規定による報告を行った生産者は、当該報告に係る自主回収を終了したときは、

速やかに規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

(平27条例44・一部改正)

(自主回収に係る指導等)

第21条 知事は、前条第1項の規定による報告に係る自主回収の措置が人の健康への悪影響の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告を行った生産者に対し、当該自主回収の措置の変更に係る助言、指導その他の必要な措置を講ずることができる。

2 知事は、前条第1項又は第4項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の内容を公表するものとする。

#### 第4章 鹿児島県食の安心・安全推進委員会

(委員会)

第22条 食の安心・安全の確保の推進に資するため、鹿児島県食の安心・安全推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。
  - (1) 基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。
  - (2) 知事の諮問に応じ、食の安心・安全の確保に関する施策、課題その他の重要な事項に関し、調査審議すること。
- 3 委員会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。  
(委員会の組織)

第23条 委員会は、委員25人以内で組織し、委員は、次に掲げる者の中から、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 生産者を代表する者
  - (3) 食品関連事業者を代表する者
  - (4) 消費者を代表する者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、再任されることができる。
  - 4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
  - 5 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
  - 6 委員会又は部会において、必要があると認めたときは、その会議に専門的事項に関する学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
  - 7 委員会の庶務は、農政部において処理する。
  - 8 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 雜則

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成26年10月10日条例第55号）抄

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成27年7月3日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第22号）抄

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

## ○鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則

平成22年12月24日

規則第61号

改正 平成27年7月3日規則第26号

改正 令和3年3月26日規則第4号

鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則をここに公布する。

### 鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県食の安心・安全推進条例（平成22年鹿児島県条例第54号）

以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(自主回収の報告)

第3条 条例第20条第1項の規定による報告は、自主回收着手報告書（別記第1号様式）  
を提出することにより行わなければならない。

（平27規則26・一部改正）

(自主回収の終了の報告)

第4条 条例第20条第4項の規定による報告は、自主回收終了報告書（別記第2号様式）  
を提出することにより行わなければならない。

(委員長及び副委員長)

第5条 条例第22条第1項に規定する委員会（以下「委員会」という。）に、委員長及び  
副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き、議決することができない。
  - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 4 前3項の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

- 第8条 前3条に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成27年7月3日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第4号）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

**別記**

**第1号様式** (第3条関係) (平27規則26・一部改正)

(表面)

鹿児島県知事 殿	年 月 日 住所 氏名 〔法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名〕
自主回収着手報告書	
生産をした食品について、自主的な回収に着手したので、鹿児島県食の安心・安全推進条例第20条第1項の規定により下記のとおり報告します。	
回収をする食品の商品名 (名称)	
回収をする食品を特定する情報 〔形態、容量、消費期限、 賞味期限、表示事項等〕	
回収をする食品の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)の名称及び所在地並びにその数量	
回収に着手した年月日	年 月 日

## (裏面)

生産が行われた事業所の名称及び所在地	
回 収 の 理 由	<p>1 回収の理由（該当する□にレ印を付する。）</p> <p><input type="checkbox"/> 鹿児島県食の安心・安全推進条例第20条第1項第1号に該当するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 鹿児島県食の安心・安全推進条例第20条第1項第2号に該当するもの</p> <p>2 具体的な内容</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; height: 100px; margin-top: -10px;"></div>
回 収 に 至 つ た 原 因	
回 収 の 方 法 等 〔回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収終了予定等〕	
想定される健康への影響	
担当者所属部署及び担当者名	電話番号
備 考	

注1 回収をする食品の表示事項、当該食品の写真があれば添付してください。

- 2 「回収をする食品の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)の名称及び所在地並びにその数量」欄については、その記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 「回収に至った原因」欄については、その原因が不明な場合は、その旨を記入してください。

第2号様式（第4条関係）

（表面）

年　月　日

鹿児島県知事　殿

住所

氏名

法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名

自主回収終了報告書

年　月　日に報告した、下記の食品の自主的な回収については、終了しましたので、鹿児島県食の安心・安全推進条例第20条第4項の規定により下記のとおり報告します。

回収をした食品の商品名 (名称)	
回収の終了年月日	年　月　日
回収をした食品の数量	

(裏面)

回収に至った原因	
再発防止のために講じた措置	
回収をした食品の保管場所及び処分等の方法	
処分等を行う予定期	
担当者所属部署及び担当者名	電話番号

注1 「回収をした食品の数量」欄については、複数のロット（一の期間内に一連の工程により均質性を有するように生産をされた食品の一群をいう。以下同じ。）がある場合は、ロットごとの数量を記入してください。

2 「回収に至った原因」欄については、自主回収着手報告書の提出後に新たに判明したものについて記入してください。

## 第4次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画（素案）

---

鹿児島県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

(問い合わせ先)

農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室

☎ (099)-286-3177 (直通)